

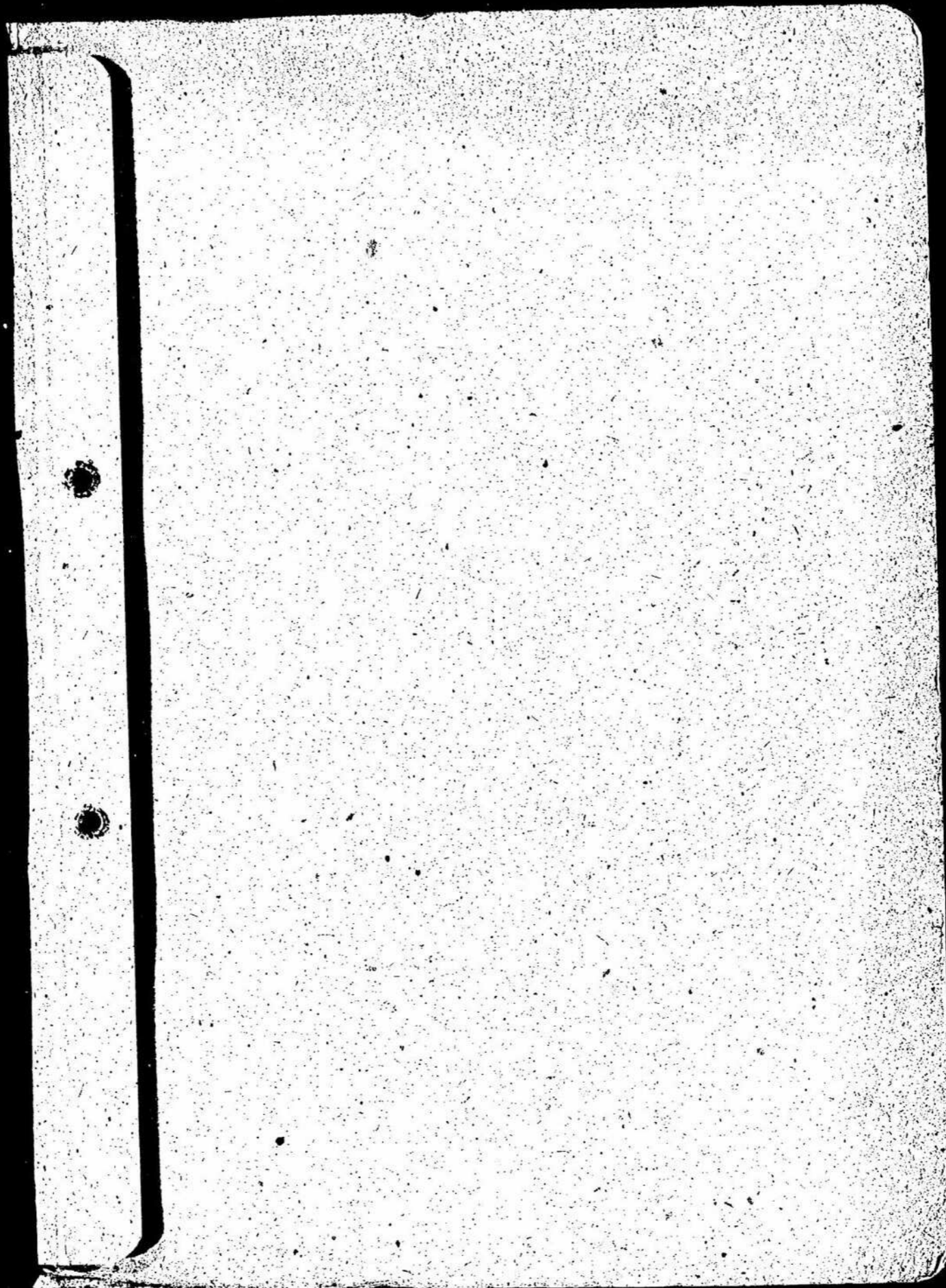
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

内
天
集
神
54
承
認
書
控
綴
ハ
自
才
二
四
〇
号
総
務
課

国立公文書館	
分	
類	持株
排架番号	3 B
	14 - 3
	㊦ 2737

2001 ~ 2299

2737



集排承認企第ニ一〇一號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

敦島紡績株式会社
取締役社長 室賀國威 殿

式
簿
入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、城北工場社宅新設及び同敷地並日ノ子狹身寮及び同敷地買収の件

(三、八五〇、五〇〇以内)

附帯條件別紙

裏面白紙

附 帶 條 件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて調達しを受けること。
 - 二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料費設備は公定價格で購入のこと。
 - 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先権を與へたものと解してはならない。
 - 四 既存の關係諸規定、方針、手續、優先権は何らの影響を受けない。
 - 五 左記報告書（英文五通和文三通）を待機部監査委員會議に提出のこと。
- 承認された建設、再建又は復舊の進捗状況に關する左記内容の報告書（部令部承認の日から九十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗状況報告書の様式による

二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂勘定別）及び計畫完了までに要する今後の進捗状況の進捗率（見込額）

三 計畫の進捗割合

四 完了、豫定日

せしめる借入による
 資金は申請者より貸付増加よりは不可なり、限り増資によりえたりては不可なり。

原本不明瞭

裏面白紙

様式

工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算

昭和 年 月 日現在 (単位千圓)

種別	承認金額 (A)	支拂済金額 (B)	未拂勘定 (C)	承認金額の内未使用分 A-(B-C)→D	承認金額超過見込額	備考

註 1. 未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること
 2. 承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

割合	建物及工作物	機 械	綜 合	備 考
進捗割合	%	%	%	%

(6) 完了豫定日

裏面白紙

控

集排承認企第 二一〇二號

昭和二十三年 七月 六 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

大坂堂業ヤマト株會社
取締役社長 田村善三 印殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

式字抹消

第七條の規定による申請承認の件

六月 十日 附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、貨物自動車購入の件
附帯條件別紙の通り

裏面白紙

375

集排承認企第二〇三號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

鐘淵紡績株式會社

取締役 佐々木 武彦 殿

控

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業準備移法並に中借手印

相馬製紙株式會社五三〇〇移法並に五三〇〇五二二一印

但し別紙の通り条件に附す

以て

裏面白紙

集排承認企第二〇四號

昭和二十三年

七月

十六

日

企業第一部第五課

332



住友電氣工業株式会社

社長 岸 野 殿

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、伊丹製作所設備増設に伴

増設設備の別添付

裏面白紙

附帯條件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。
- 二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。
- 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先権を與へたものと解してはならない。
- 四 既存の關係諸規定、方針、手續、優先権は何らの影響を受けない。
- 五 左記報告書（英文五通和文三通）を符牒留置整理委員會に提出のこと。
- 六 承認された建設、再建又は復舊の進捗状況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）
 - 一 別紙丁進捗状況報告書の様式による。
 - 二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

2 計畫の進捗割合

3 完了予定日

資金は申請書の原簿を増加せしめ、後入によるものは可能に限り増減のついでに
 便宜にこの係りない

裏面白紙



泉排承認企第ニ一〇五號

昭和二十三年七月六日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三井礦山株式會社

社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、名古屋出張所事務室借室 一九八六四二一號
別紙付帶條件付

裏面白紙

控

「業排承認」企第シ一〇六號
昭和二十三年七月十六日

日本鑛業株式會社

取締役社長
岡部 楠男 殿

持株者
企業部第一部長 永井 三郎

企業第二部第四課

過度競争力集中排除法に基づく手続規則
第七條の規定による申請承認の件
四月八日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました
から御通知します
記

一、日立鉱山 硫酸タンク車買戻の件
(昭和二十四年九月一日(借入))

附条件
つき

裏面白紙

控

業排承認企第ニ一七號
昭和二十三年七月六日

日本鑛業株式會社

取締役社長
岡部 祐男 殿

経営管理委員會

企業部一部長 永井 三郎

企業第二部第四課

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
四月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました
から御通知します

一、椎葉鉱山運送設備新設の件
予算 四九八・九二・円

附条件
一、

裏面白紙



集排承認企第シ。八 號

昭和二十三年 七月 六 日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

三井礦山株式會社

社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年 五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、名古屋出張所社宅敷地賃借 一六九四七九号
別紙付帶條件付

裏面白紙



集排承認企第 二一〇九號

昭和二十三年 七月 六日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三井 礦山株式會社

社長 山川 良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年 六月 八日 附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、三池製煉所乗用車一台購入 五〇〇,〇〇〇円
別紙付帯條件付

裏面白紙



集排承認企第二一〇號

昭和二十三年 七月 六日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井礦山株式會社
社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年六月 七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、三池鋳業所社有地交換三四八七丙八〇号
別紙件帶條件付

裏面白紙



集排承認企第ニ一〇一號

昭和二十三年七月六日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井鑛山株式會社
社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年六月八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

二、三池製煉所鉛室下仮倉庫設置 一八五〇〇〇同
別紙付帶條件付

裏面白紙



在... 排 137
 加... 23-6-10
 法... 23-6-15
 出... OK. 7/6

集排承認企第ニノニ號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

企業第二部第一課

324

日本毛織株式會社

取締役社長

大田 威彦 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、中山工場従業員アパート修築の件（一、三一九、四二四円）

八十銭

附帯條件 別紙

裏面白紙



集排承認企第 二一三號

昭和二十三年 七月 六日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日本製鐵株式會社

取締役社長 三鬼隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

昭和二十三年 七月 七日 第七條の規定による申請承認の件

六月十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、蒸汽機圓車一台三井 鉢山へ貸子 一四〇〇〇円

別紙に附条件付

裏面白紙



集排承認企第二二四號

昭和二十三年 七月 六日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井鑛山株式會社

社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件
昭和二十三年六月十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、蒸汽機関車一台日本製鉄より賃借

一四、〇〇〇〇

別紙付帯條件付

裏面白紙

集排承認企第二一五號

昭和二十三年

七月 十六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

企業第一部第五課



日本郵船株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備拡張(或は若くは購入)許可申請の件
附帯條件 別紙

以上

裏面白紙

集排承認企第一一六號

昭和二十三年

七月

十六日

企業第一部第五課

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成



寫字印

日本郵船株式会社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備拡張(本府事務所電話交換機・新設)許可申請の件

附帯條件

別紙

以上

裏面白紙



集排承認企第ニ一七號

昭和二十三年 七月 十六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

企業第一部第五課

日本郵船株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備(神戸支店事務所)修繕許可申請の件
附帯條件 別紙 以上

裏面白紙

集排承認企第二一八號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

民生産業株式會社
取締役社長 兒玉復太郎 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第拾二條の規定による申請承認の件

五月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備移轉承認申請件 (工作機械)
附紙 別紙

裏面白紙

附 帶 條 件

承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出に對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。



集排承認企第二一九號

昭和二十三年 七月 六日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三井礦山株式會社
社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和三十三年

六月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、目黒砥石工場従業員社宅買収 一ニ〇、〇〇〇円
別紙付帯條件付

裏面白紙

集排承認企第二一二〇號

昭和二十三年 七月 十日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

帝國人造絹糸株式會社

取締役社長 大屋 晋 三 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

と月 九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、増資公告の件

裏面白紙

3/5

業排承認企第ニ一ニ一號
昭和二十三年七月廿七日

企業第二部第四課



314

持管官 監理委員會
企業部一部長 永井 三郎

日本製鐵株式會社

取締役社長 三鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件

七月廿八日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました
から御通知します

記

- 一、福西製鐵所製鋼工場排水ポンプ購入並振休
豫算額 二五三、五〇〇円 預金払戻
七、二〇〇円 手摺違折當
- 別紙附帶時行付

裏面白紙

集排承認金第シノシニ號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

企業第二部第一課

3/2

郡是製糸株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十五 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、二三郡本産才九号事業設備購入許可申請の件
許可金額 四一九二〇〇円
別添付付

裏面白紙

附 帯 條 件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す、特定の金融機関を貸出機関とするを得ない。

裏面白紙

集排承認企第ニ一三三號
昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會
企業第一部長 植村 成

日本光學工業株式會社
取締役社長 岡正男 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の二の規定による申請承認の件
六月十四日附貴社の申請にかゝる三記事項は承認になりましたから
御通知します

記
一 財産處分許可申請書の件 (日本光學工業株式會社宛)
附帶條件 別紙 (三記事項は同前(三三)の処分)



裏面白紙

集排承認企第二二五號

昭和二十三年 七月 六 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日産重工業株式會社
取締役社長 箕浦 多一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條ノ二條の規定による申請承認の件

五月二十五 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備改築許可申請の件（鶴見工場）
附帯條件 別紙

裏面白紙



集排承認企第ニ一ニ六號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東洋レーヨン株式會社

常務取締役 森信明殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條^{の二}の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、滋賀工場蒸気々罐燃焼装置改良（所要資金 二六七七、二四五円）
附帯條件別紙の通り

裏面白紙



集排承認企第ニ一ニ七號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東洋レーヨン株式會社
常務取締役 森信明 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、受援工場三〇万キロリアンモニア冷凍設備擴張（所要資金二、五〇〇千円）
附帯條件別紙の通り

裏面白紙

307



集排承認企第ニノ二八號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東洋レーヨン株式會社

常務取締役 森 信明殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條ウニの規定による申請承認の件

六月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、愛媛工場國有綿監視所新設（所要資金一、二〇、〇〇〇円）

附帶條件別紙の通り

裏面白紙

集排承認企第シニ九號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東洋レーヨン株式會社

常務取締役 森 信明 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月 七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、愛媛工場 三本ロールペーパーカレンダ、精練釜及ロープ水洗機並いに

ストンローラー新設（所要資金九八〇、八九〇円）

附帯條件別紙の通り

裏面白紙

集排承認金第二一三〇號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



東洋レーヨン株式會社

常務取締役 木村信明 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、愛媛工場舎監住宅並に従業員住宅移築改良（所要資金一〇七二、〇〇〇円）
附帯條件別紙の通り

裏面白紙

304

097
7/6
7/7

集排承認金第二一三一號

昭和二十三年 7 月 12 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成



東洋紡績株式會社

取締役社長 阿部友次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

七月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従業員堂ふま給申請の件

(四八九八千円)

裏面白紙

集排承認企第二一三二號

昭和二十三年 七月 二〇日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

大洋漁業株式會社

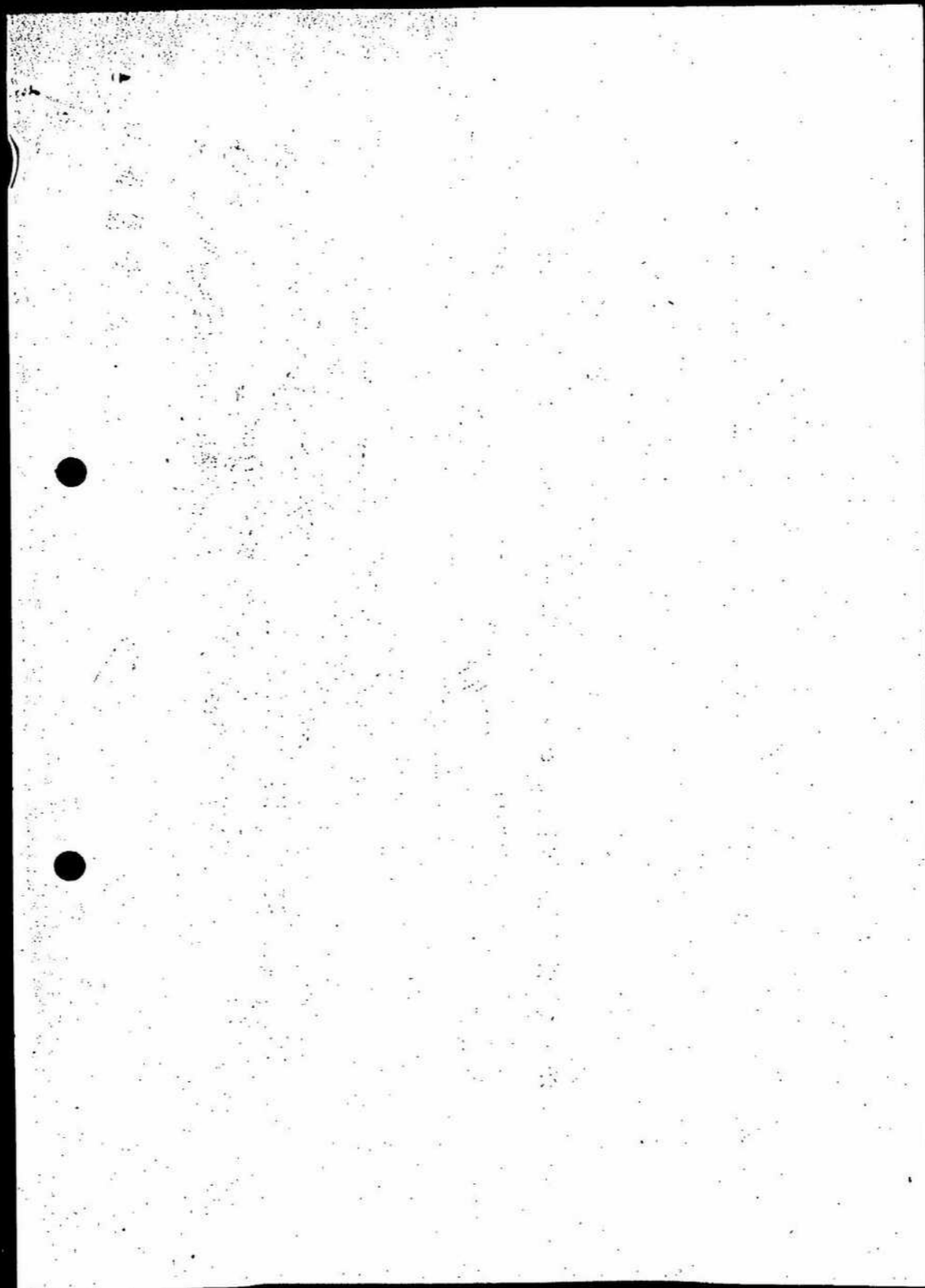
有正 專正 殿

御手押入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、事業設備改良に関する件 (一九八五年内)
別紙附帯條件付



附 帯 條 件

承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出に對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。
既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。
資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。
承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。

裏 面 白 紙

集排承認企第ニ一三三號

昭和二十三年 七月 七日

持株會社整理委員會
企業第一部長 植

村

成

日本水産株式會社

代表取締役 増井 進

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

式字押下

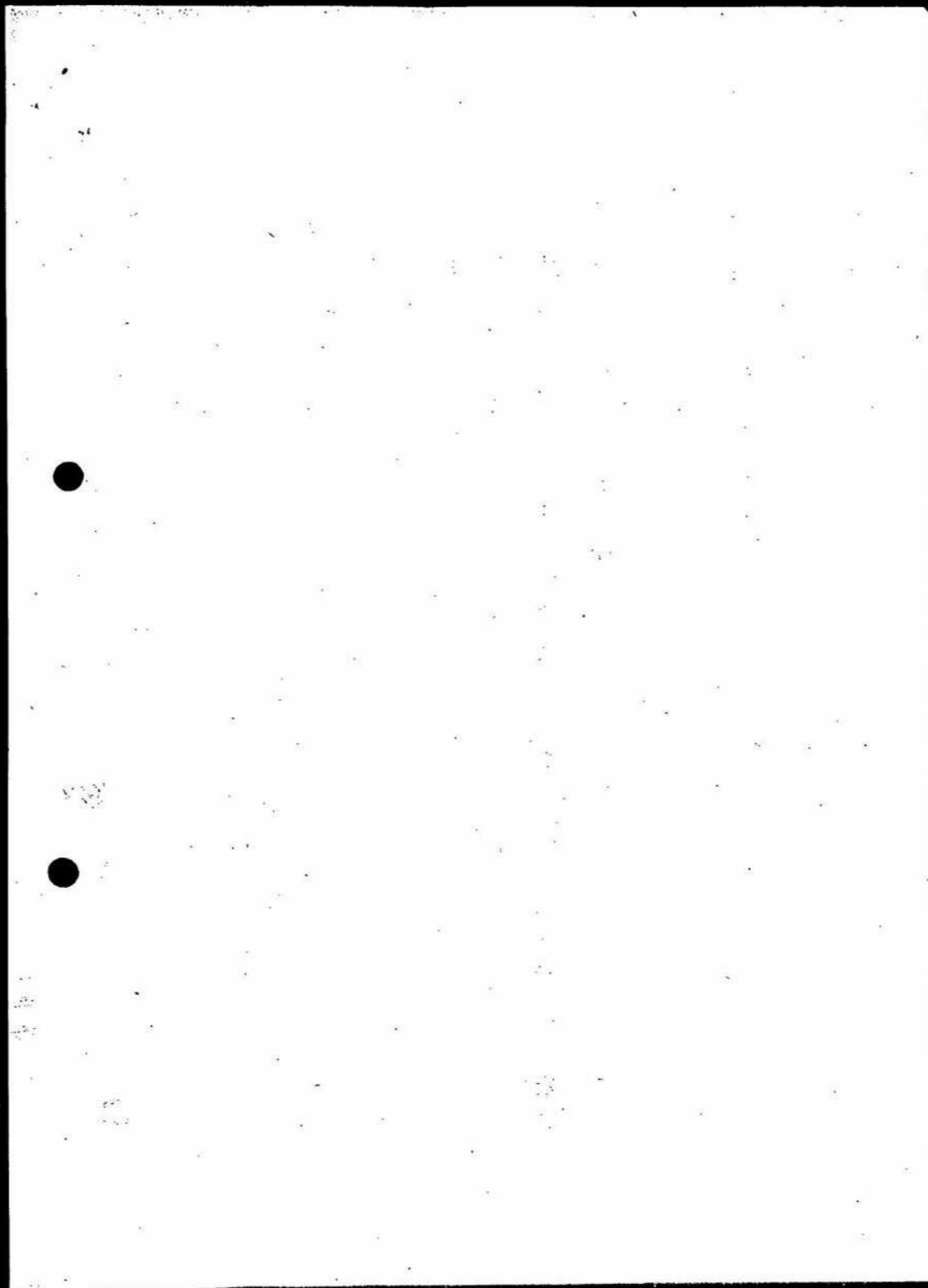
第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、固有物下船舶一隻購入案件（四月一日）
但附帯條件付



附 帯 條 件
金融緊急措置令及同改正に基き、邦債を受けざるを要す、特定の金融機関を
貸出機関とするを得ない。

3120

裏面白紙

集排承認企第ニ一三四號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

王子製紙株式会社

取締役社長 中島慶次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條之條の規定による申請承認の件

五月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します 但し附帯條件つゝ

記

一、都島工場中二工場調整室及抄紙室建物復旧工中の件

裏面白紙

寫

集排承認企第二一三五號

昭和二十三年 七月 十日

企業第一部第五課

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

同和鐵業株式會社

取締役

久留島秀三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 二 條の規定による申請承認の件

五月十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、花園鎮山疏化鐵槽管設備新設許可申請

(別紙附帯條件附)

裏面白紙



集排承認企第二一三六號

昭和二十三年 七月 十日

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井 三郎

日立製作所
取締役北倉 田 五枝 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
七月 十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日立毛織工場土地及建物処分件（ハニロウウツロウ）
附条件別紙

裏面白紙



集排承認企第二一三七號

昭和二十三年七月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

株式会社 日立製作所
取締役 倉田 主税

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、柏工場旧工員寮移転の件（一、五、五、ワリワリ）
 - 二、滝戸工場従業員共同住宅新設の件（三、七、五、ワリワリ）
- 附帯条件別紙

裏面白紙

集排承認企第二一三八號

昭和二十三年 七月 七日



持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式会社日立製作所
取締役社長 倉田主税

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月三日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、若松工場
木造平家瓦葺建物購入2棟 (一、五三三、一三三〇五〇坪)

附第時中別紙

裏面白紙



集排承認企第二一九號

昭和二十三年七月十七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式会社 日立製作所
取締役社長 倉田 主税

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月十五日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、高坂工場建物処分件 (一〇五、〇〇〇円)
 - 二、川崎工場機械処分件 (一五〇、〇〇〇円)
 - 三、水戸工場機械処分件 (八三、〇〇〇円)
- 附条件別表

裏面白紙

集排承認企第二一四〇號

昭和二十三年七月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

株式会社 日立製作所
取締役社長 倉田 主税

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、戸畑工場が族裔補修件 (セ・ニ、三〇〇四)

附帯條件別紙

裏面白紙



集排承認企第二四一號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三菱重工業株式会社
取締役若園 彦 保次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第 二 條^{の二}の規定による申請承認の件

六月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、電話購入の件 (三〇、三〇〇日 菱持隆 五九号)
附帯條件別紙

裏面白紙

集排承認企第二一四二號

昭和二十三年七月三日

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

三菱重工業株式会社
取締役社長 岡野保次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産処分件

(五三三)	三七九	日	菱崎屋才五三三
(三三五)	二四〇	日	菱崎屋才五四号
(二五四)	一三六	日	菱崎屋才五五号
(一〇、〇三〇)	四	日	菱崎屋才五五号

附帯条件別紙

裏面白紙

集排承認企第二四三號

昭和二十三年 七月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱重工業株式会社
取締役長 岡野保次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、療却事件（菱物控分五七号）

裏面白紙



集排承認金第二一四四號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京鐵道株式會社

取締役社長新開広作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月 三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、堀川町工場硝子球製造設備復旧増設の件 (三七三(二〇月))

裏面白紙

288

集排承認企第二一四五號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京電氣株式會社

取締役 佐田 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月 八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、堀川町高橋の工場を有する新管理用計器購入の件(五八、七、八)

裏面白紙



集排承認企第二一四六號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東京電力株式會社
取締役社長 新田 彦 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、小倉工場ダウンセルを燈及ボイラー掘付工事追加費支出の件（三二〇〇〇円）

裏面白紙

286



集排承認金第二一四七號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京電力株式會社

取締役社長新岡広作 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月 十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、振川工場螢光板増設装置造設備復旧の件 (三(四)九四〇月)

裏面白紙

集排承認企第二四八號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東京芝浦電気株式会社

取締役社長新開広作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月 七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します 別紙條件が、

記

一、鶴見工場水銀賣却の件 (一七八ニリリ月)

裏面白紙

集排承認企第二四九號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長 新聞広作殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月 四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、川口工場不動産処分件 (ハ、ロ、リ、リ、リ)

裏面白紙



集排承認企第 二一五〇 號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會
企業第二部長 永 井 三 郎

東京汽船會社
取締役社長 新開 広 作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
五月二十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

- 一、堀川町工場寮修理の件 (三二八四〇円)
- 大仁工場車庫改修の件 (八七〇〇円)

裏面白紙



集排承認企第二一五一號

昭和二十三年

月

日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

取締役長 中山製鐵所
取締役長 中山青竹 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、尾崎製鐵工場 尾延口機械その他機械装置等の備付

及附属設備の新設。

投資金 五、三〇〇、〇〇〇円 (借入金)

附帯案件のあり。

裏面白紙



集排承認企第二一五二號

昭和二十三年 月 日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式会社 中山製紙所
取締役社長 中山首雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、船所平炉工場及附属設備改修及工場設備新設

資費 一五、八九七、七〇〇円
(借入一四、〇〇〇、〇〇〇円
手持当料一、八九七、七〇〇円)

附帶条件別紙の通り

裏面白紙

集排承認企第二一五三號

昭和二十三年 月 日

企業第二部第四課



大同製紙株式會社
専務取締役 竹内保治 殿

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、東京支店事務部火災復旧修理工事
予算外金額 二、七四六、四七三円

附帯条件所記のもの

裏面白紙

279

集排承認企第二一五四號

昭和二十三年 月 日

企業第二部第四課



大同製紙株式會社
専務取締役 竹内保治 殿

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記
（紙、紙、紙、紙）

一、土地、建物の所有

外、何種 三、三九、ロロト

附帯条件新地の所有

裏面白紙

集排承認企第二一五五號

昭和二十三年 七月 二 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日 國 工 業 株 式 會 社 殿

取締役佐々木 幸田 謹考

控

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

之月 一 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、特別委員會の決定の由等

その他事項は本和並及協力会 昭和三十三年 七月 二 日

佐々木 幸田 謹考

々々

裏面白紙

集排承認企第二一五六號

昭和二十三年 七月 七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

倉敷紡績株式會社

專務取締役 堀中 貞夫 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業主及債権者等に対する通知付

早島工場ニシテ下型貨物自動車三五七五〇〇白

但し別紙ニシテ付付工附下

以上

裏面白紙

集排承認企第二五七號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會
企業第一部長 植

村

成

倉敷紡績株式會社

事務部長 福井周平 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業準備改良法に基く申請
津之河作業團正バーター改修ニ四三、〇〇〇円
貸付金と多し条件を附す。

以上

裏面白紙

集排承認企第ニ一五八號

昭和二十三年七月七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

倉敷紡績株式會社

事務所 福井 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備新設に關する件
万壽二の七、七、十、宿舎非常階段並に更におく期切及ニ三〇、一、一七、四
併し、おのり、条件を附す

次

裏面白紙

274

集株承認企第 二一五九號

昭和二十三年 七 月 七 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

倉敷紡績株式會社
専務取締役 植中用成 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備増入許可申請件

岡山三所外炊事用調理機七九五〇日 パンミキリ機一三〇七〇〇日

製麵機一〇〇〇日 衣箱更替用リレン七五二〇〇日 計三三三三三〇〇日

但し別紙の寫を添付する

以之

裏面白紙

集排承認企第二一六〇號

昭和二十三年七月七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

介敷紡績株式會社
專務取締役 福井周造 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、特別至費支給の件

日本程考協會昭和二十三年七月十九日

保心社より申請あり

1/2

裏面白紙

272

集排承認企第ニ一六一號

昭和二十三年 七月六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

倉敷紡績株式會社

専務取締役 福中周九 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、特別経費を削減する申請件

当社は半法工業株式會社昭和二十三年を合算して

昭和二十三年の申請件と附す

2/2

裏面白紙

象排承認企第ニ一六二號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日産重工業株式會社
取締役社長 箕浦多一

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條ノ一 條の規定による申請承認の件

五月二十五日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記



一、事業設備改良許可申請の件（大段工場）
附帯條件 別紙

裏面白紙

集排承認企第二一六三號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

東洋製罐株式會社

取締役 小林富佐雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月 三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、事業設備新設許可申請書の件（杉並区天沼二の三三五新在住宅の購入）
「附帯條件」一別紙

裏面白紙



269

集排承認企第二一六四號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

小西六眞復工業株式會社
取締役社長 杉浦六右衛門殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します 但し附帯條件がな

記

一、日野工場設備改修の件

裏面白紙





集排承認企第二一六五號

昭和二十三年 七月 六 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

富士電機製造株式會社

取締役社長 和田恒輔 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條 の 規 定 に よ る 申 請 承 認 の 件

少月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、曲豆田工場変電所改修工事の件（シロハ・ハシリ）

條件別改修附

裏面白紙



第201 持 177
社 23-7-7
法 23-7-7

集排承認企第一六六號

昭和二十三年 七月 十日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

松竹株式會社

取締役社長

大谷竹次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

×月 六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、株主總會附議事項承認の件

企業第二部第一課



266

裏面白紙

集排承認企第ニ一六七號

昭和二十三年七月九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

帝口酸素株式会社

社長 鈴木 松

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、前取締役井口弘、河本一郎ニ對し退職金支払の件

企10451
起 22.7.6
決 23.7.9

裏面白紙

集排承認企第ニ一六八號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日本窒素肥料株式會社

取締役社長 北山 恒殿

金二〇
三〇
北成
4875
22/3
22.6.15



過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の二の規定による申請承認の件
五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、水俣合成工場の高棟建物振動防止工事に関する許可申請の件
附帯條件 別紙の通り

裏面白紙

264



集排承認企第 二一六九號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日新化學工業株式會社

社長 土井正治 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月三日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、高壓瓦斯協會二十三年度會費（五、〇〇〇圓）支拂の件

附帶條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す。

尙會費は會社の再編成の終了する迄月額で支拂ふこと。

裏面白紙

集排承認企第二一七〇號

昭和二十三年 七月 六 日

企業第二部長 永井 三郎

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎



三菱鉱業株式會社
取締役社長 羽仁路之殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月 一、日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、持械移動 (金額 四六七、六五〇円)

別紙附帶條件あり

裏面白紙

控

集排承認企第ニ一七一號

昭和二十三年六月二十八日

控

日本建設産業株式会社
社長 岡路 貞次 殿

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則
第七の二條の規定による申請承認の件
六月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、土地建物売却許可申請の件
但し別紙附帯條件付

裏面白紙

昭和 年 月 日

附帶條件

賣却代金は道各社、銀行勘定、預金す。

特別整理会社がある場合、は決定整備計画、
基支出可と要す。

東京千代田區内幸町二丁目一番地
持不會社整理委員會
電話帳座(57)三七八〇一二番

裏面白紙

控

集排承認企第ニ一七二號

昭和二十三年六月十八日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

控

日本建設産業株式會社
社長 田路 舜哉 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第ニ條の規定による申請承認の件

六月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、土地売却許可申請の件
但し別紙條件付

裏面白紙

昭和 年 月 日

附帶條件

賣却代金は通る各社の銀行勘定に預けられ、
特別経理会社にて、場合により決定整備計画、
基号支上り可也

東京千代田區内幸町三丁目一番地
共済會社整理委員會
電話(銀座)三七八〇一三番

289

裏面白紙

(附)

集排承認企第ニ一七三號

昭和二十三年七月五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日本電池株式會社
社長 山岡景範 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

六月三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、従業員臨時給與支給の件

附帯條件

本員會のよつて公價引上げの基礎とす。生産費の値上りと承認す。ものて可ふ。

裏面白紙



集排承認企第ニ一七四號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本化藥株式會社

取締役社長 原安三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

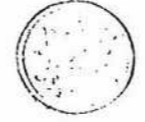
五月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、小倉工場DDT工場新設（工事費、四、四六、七〇圓）の件
附帯條件（別紙）

裏面白紙

倉1,2 494
取字D 23.7.9
決裁D 23.7.12



集排承認企第ニ一七五號

昭和二十三年 七月 十四日

持株會社整理委員會
企業第一部長 植

村 成

日清製粉株式会社

取締役社長

正田 英三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

七月 八 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(但し當委員会は之に依る生産額又は配分される物品

の公定価格値上げの基礎となる生産費の引上げを承認するものはありません)

一、従業員賞与支給一件

裏面白紙



集排承認企第ニ一七六號

昭和二十三年 二月 月十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

帝國石油株式會社
總裁 酒井喜四 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

又 月 又 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、事業設備新設(石油試掘権取得)許可申請書の件

裏面白紙

284

集排承認企第ニ一七ノ號

昭和二十三年 七月 七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

石油株式會社
總裁 酒井喜四 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、事業設備新設(石油試掘権取得)許可申請書の件

裏面白紙



集排承認企第ニ一七八號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

關東電氣工業株式會社

取締役社長 伊東二郎丸殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七の二條の規定による申請承認の件
六月五日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、愛知縣所在土地建物處分（處分價格ニ三ニ七七八圓）の件
附帯條件（別紙）

裏面白紙

252

集排承認企第ニノ八九號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎



關東電氣工業株式會社
取締役社長 伊東 二郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、埼玉工場所在機械賣却（賣却價格1000000圓）の件
附帶條件（別紙）

裏面白紙

281 ✓

集排承認企第ニ一八。號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

群馬縣工業株式會社

取締役社長 伊東二郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、群馬縣所在建物處分（處分價格四、五〇〇圓）の件
附帶條件（別紙）

裏面白紙

集排承認金第二一八一號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産化學工業株式會社

取締役社長 黒部貞雄 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、武庫工場事業設備變更(工事費11,400,000圓)の件
附帯條件(別紙)

裏面白紙

249

集排承認企第ニ一八ニ號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

關東電氣工業株式會社

取締役社長 伊東二郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月五日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、京都市所在土地處分（處分價格一五、四〇〇圓）の件
附帶條件（別紙）



裏面白紙

248

集排承認企第ニ一八三號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産化學工業株式會社

取締役社長 黒部貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、王子油脂工場水素ガスホールター外修理（工事費四九八〇〇〇圓）の件
附帶條件（別紙）



裏面白紙

集排承認企第シハ四號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日産化學工業株式會社

取締役社長 黒部 貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月十五日日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します



記

一、武豊工場グリセリン硝化用貯蔵場新設（工事費四五七五〇圓）の件
附帯條件（別紙）

裏面白紙

246



集排承認企第ニ一八五號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産化學工業株式會社

取締役社長 黒部貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月十五日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、武庫工場設備購入（購入費一五〇七七一圓六五）の件

附帯條件（別紙）

裏面白紙

245 ✓

集排承認企第ニハ六號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産化學工業株式會社

取締役社長 黒部貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月八日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

控

記

一、岩内火薬庫補修（工事費ニセキハ〇〇圓）の件
附帯條件（別紙）

裏面白紙

244

集排承認企第ニ一八七號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産化學工業株式會社

取締役社長 黒部貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します



記

一、富山工場粗悪炭燃焼装置新設(四八二、三二八圓)の件

附帯條件(別紙)

裏面白紙

243

集排承認企第ニ一八八號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産化學工業株式會社

取締役社長 黒部貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します



記

一、武豊工場プラウトホーム並ダブルレールホイスト新設（工事費一、九、五、九〇圓）の件
附帯條件（別紙）

裏面白紙

集排承認企第シ一八九號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日産化學工業株式會社

取締役社長 黒部 貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します



記

一、武豊工場大食堂修理（工事費一八、四一五圓五〇）の件

附帯條件（別紙）

裏面白紙

集排承認企第二一九〇號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日産化學工業株式會社

取締役社長 黒部 貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、武豊工場混酸槽上家及仮設仕伸工場撤去（工事費一六八一五圓）の件

附帯條件（別紙）



裏面白紙

集排承認企第二一九一號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日産化學工業株式會社

取締役社長 黒部 貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、武豊工場第四風晒工場移轉（移轉費用三九一ニセ圓）の件
附帯條件（別紙）



裏面白紙

239✓

衆排承認企第ニ一九二號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産化學工業株式會社

取締役社長 黒部貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、武豊工場第五包装工場新設（工事費二五八八五圓）の件
附帯條件（別紙）

裏面白紙

238

集排承認企第二一九三號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産化學工業株式會社

取締役社長 黒部貞雄殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、武豊工場獵用無煙火薬造粒機購入(購入費二四八二四〇)の件
附帯條件(別紙)

裏面白紙





集排承認企第二九四 號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

旭化成工業株式會社

專務取締役 片岡武修 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、東京工場倉庫用敷地買収（買収費セニ一〇〇圓）の件

附帯條件（別紙）

裏面白紙



集排承認企第シ一九五號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

關東電氣工業株式會社
取締役社長 伊東二郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七の二條の規定による申請承認の件
六月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、西尾工場所存機類賣却（賣却價格五七九二〇〇圓）の件
附帶條件（別紙）

裏面白紙

235 ✓

集排承認企第一一九六號

昭和二十三年 七月 六 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日本鑛業株式會社

取締役社長 岡村 彌男 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月 一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、宮城縣鑛業令に對する通常令員(金額一四五〇円)

附帶條件

再編成(もしも小の場合)完了迄月割で支払(あり)

裏面白紙

集排承認企第二一九七號

昭和二十三年 七月 六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

井草鑛業株式會社
代表取締役 田中外次殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、宮城縣鉱業会に対する通常会費(金額二、〇五〇)

附帯條件

再編成(もしも場合)完了は月割で支払ふ事

裏面白紙

集排承認企第 二一九八號

昭和二十三年 七月 五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

神戸電機株式會社
取締役社長 直木 三郎 殿

控

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

七月 四 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、集排承認企才一五四五号に基く公告事項承認申請の件

裏面白紙

232

集排承認企第ニ一九九號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式會社鉄興社

取締役社長 佐野隆一殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、D・D・T製造設備新設及び改良の件

附帯條件(別紙)

裏面白紙

231

集排承認企第ニ〇〇號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本曹達株式會社

取締役社長 田中東馬 殿



過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、東京工場専用配線工事の件

附帯條件（別紙）

裏面白紙

230

集排承認企第ニニ〇一號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本曹達株式會社

取締役社長 田中東馬 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月九日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、富山工場所在チルドロール移轉の件
附帯條件（別紙）

裏面白紙



229

集排承認企第ニニ〇三號

昭和二十三年七月六

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本賣煙株式會社

取締役社長 田中東馬 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します



記

一、魚沼炭鑛住宅工事の件
附帶條件（別紙）

裏面白紙

集排承認企第二二〇三號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本賣建株式會社

取締役社長 田中東馬 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、新發田工場従業員社宅新股の件

附帯條件（別紙）

控

裏面白紙

集排承認企第ニニ。四號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱化成工業株式會社

取締役社長 森規矩夫 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、尼崎工場工員住宅新築の件
附帯條件（別紙）



226

裏面白紙

集排承認企第 二二〇五號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱化成工業株式會社

取締役社長 森 規矩夫 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

四月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

控

記

一、尼崎工場機矣雜物復舊の件
附帶條件(別紙)

裏面白紙

集排承認企第ニ〇六號
昭和二十三年六月十五日

株式會社 神戶製鋼所
取締役長 河本五郎

株主會 監理委員會
企業部 部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第 七 條の規定による申請承認の件
五月二十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました
から御通知します

記
一、不動産(土地・建物)の取得
譲渡価格の引上げ
附帯事項の取扱い

裏面白紙

集排承認企第ニシロキ號
昭和二十三年八月二十五日

持株者監理委員會

企業部一部長 永井三郎

株式會社神戸製鋼所

取締役長 河本三郎



過度競争力集中排除法に基く子規規則
第七條の規定による申請承認の件
六月七日 日前貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました
から御通知します

記

一、不動産(建物)木造瓦葺鐵階建)五分の件
譲渡価格七九六・五〇〇円

附帯条件前記の通り。

裏面白紙

集排承認企第ニ二〇八號
昭和二十三年七月十五日



株式會社神戸製鋼所

取締役長 河永三郎 殿

株主管理委員會

企業部一部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件

六月 又 日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました
から御通知します

記

一、不動産(土地・宅地・倉庫)買入の件

譲渡価格 四一、一六〇、〇〇〇円

附帯条件ありの通り

裏面白紙

228

集排承認企第二二〇九號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成



大日本麥酒株式會社
取締役社長 宮橋龍太郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します 但し附帯條件あり

記

一、機械修理工場増設の件

裏面白紙





集排承認企第二二一〇號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

大日中紡績株式會社

取締役社長若田宗次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

乙月 三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、未払延滞金徴収に關する申請件

但し徴収金ハ旧債務解決ノためニ旧勘定ニ預入スルニト

裏面白紙

集排承認企第ニ二一號

昭和二十三年七月廿日

企業第二部第一課

218



郡是製絲株式會社殿

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 二 條の規定による申請承認の件

六月廿八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、久世工陶り倉庫一棟を大隈事務所へ移籍の件(サシ掛本総オヤシヨウ)
自己資金払戻三九〇、〇〇〇円
添付保件付

裏面白紙

附 帯 條 件

承運は当該計画実施に要する資金の借入又は預金引出に対するものであつて、その計画実施に必要を原材料、設備、施設に対して優先権を与えたものと解してはならない。

懸存の関係無き定、方針、手続、優先権は何らの影響を受けない。

資金は金融業者指置命令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復旧のための原材料、設備は公定価格で購入のこと。

裏面白紙

集排承認企第シニニニ號

昭和二十三年 〇 月 〇 日

企業第二部第一課

2/6



片倉工業株式會社 殿

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 〇 條の規定による申請承認の件

六月 〇 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、旧逋岡乾菜所の土地延介の件(〇〇〇〇〇〇)
延介の件(〇〇〇〇〇〇)
延介の件(〇〇〇〇〇〇)
延介の件(〇〇〇〇〇〇)

裏面白紙

附 帯 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計書に基き支出するを要す。

裏面白紙



集排承認企第ニ一三號

昭和二十三年 〇 月 〇 日

企業第二部第一課

214

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

片倉工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 〇 條の規定による申請承認の件

〇 月 〇 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、 株券製本所用汽鉛購入の件

自己資金振戻 四五六八六〇円

送付條件付

裏面白紙

附 帯 條 件

金融緊急措置令及同改正に基き、前戻を受けらるるを要す、特定の金融機関を貸出機関とするを得ない。

裏面白紙

集排承認企第ニ一四號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



那是製絲株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、 梁瀨工場の一部を梁瀨町に売却する件 (那本登才四号)

處分價格 三八〇、〇〇〇 円

添付條件付

企業第二部第一

212

裏面白紙

附 帯 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計書に基づき支出するを要す。

213

裏面白紙

集排承認企第ニ一五號

昭和二十三年七月十二日

企業第二部第一課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本毛織株式會社

取締役社長 太田威彦 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、加古川工場、印南工場 温湿度調整装置改良の件 (ニ、一九〇、〇〇〇円)

附帶條件 別紙

裏面白紙

附 帶 條 件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。
- 二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料費設備は公定價格で購入のこと。
- 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。
- 四 既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。
- 五 左記報告書（英文五通和文五通）を待機會社整理委員會に提出のこと。
- 六 承認された建設、再建又は復舊の進捗状況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）
- 一 別紙工事進捗状況報告書の様式による
- 二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂濟及び未拂勘定別）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）
- 三 計畫の進捗割合
- 三 完了豫定日

裏面白紙

様式

工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算

昭和 年 月 日現在 (単位千圓)

種別	承認金額 (A)	支拂済金額 (B)	未拂勘定 (C)	承認金額の内未使用分 A-(B-C)→D	承認金額 超過見込額	備考

註 1. 未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること
 2. 承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

割合	種類	建物及工作物	機 械	綜 合	備 考
進捗割合		%	%	%	%

(3) 完了豫定日

裏面白紙

集排承認企第ニ二一六號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

企業第二部第一課

207



日本毛織株式會社

取締役社長

太田威彦 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月 六 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、旧一宮工場焼損機械格納倉庫(旧製品倉庫)復旧の件 (ニ四九、〇〇〇、円)

附帯條件 別紙

裏面白紙

附 帶 條 件

承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出に對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。

裏 面 白 紙

集排承認企第シニ一七號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日本毛織株式会社
取締役社長
太田成彦 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、兩郷寺工場内織布工場側壁修理の件 (三八〇。〇。円)

附帶條件別紙

企業第二部第一課

205

裏面白紙

附 帶 條 件

承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出に對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。

集排承認企第ニニ一八號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

大東紡織株式会社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備移轉の件

但し別紙の附帯條件を附す。

裏面白紙



集排承認企第二二一九號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

富士紡績株式會社

會長 堀 文平 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條^{以下}の規定による申請承認の件

六月 九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、本庄工場従業員用金宅購入に關する申請件
但し別紙附帯條件ト其ノ予算引当額ハ購入価額200,000円ト登記費用3,333
計336,333円トシ、土地賃借ハ賃借人ノ豫算より解内所得77,111円ト

裏面白紙

集排承認企第ニニ〇〇號

昭和二十三年 七月 十二日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

富士實業株式會社

会長 坂本 文平 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

七月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知じます

記

一、福島出張所にて事務所兼倉庫購入に關する申請件
但別紙時時條件に於て水屋購入に關する二九二五二円タルト送付金総費用
一〇〇〇円ヲ加へて自由予算引出額に三〇三五一円タルト

裏面白紙

附 帯 條 件
金融緊急措置令及同改正に基き、勃辰を受けざるを要す、特定の金融機関を
貸出機関とするを得ない。

202

裏面白紙

集排承認企第二二二一號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

日東紡績株式會社
取締役社長 内藤 田 佐 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月十二日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

控

記

一、清川山機械工場修理工場新設(自申資金拂込 二二〇〇〇円)
附帯資料)別紙

裏面白紙

附 帶 條 件

承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出に對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のとき。

裏 面 白 紙

集排承認企第二二二二號

昭和二十三年 七月十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

日本水産株式会社
取締役社長 増井 進 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、固有排下船船(木造機帆船五五七)購入 (金額二五〇,〇〇〇円)

附帯條件

金融政策の移運令及び同令の口基き排失を要するもあり、特筆の金融機関
も貸付機関とするを得ず

裏面白紙



集排承認金第ニニニ三號

昭和二十三年 七月十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

大澤道孝様
取締役社長 有吉三郎様 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 三 條 の 規 定 に よ る 申 請 承 認 の 件

月 日 附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備の増設
管第九号新設機を十型増設の改造(改造費七五〇〇〇円)
増設の件あり

1

Vertical columns of text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is extremely faint and illegible due to the high contrast of the scan.

附 帶 條 件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。
- 二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。
- 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。
- 四 左記報告書（英文五通和文三通）を待機會社整理委員會に提出のこと。
承認された建設、再建又は復舊の進捗状況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）
 - 一 別紙工事進捗状況報告書の様式による
 - 二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂額及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）
- 五 計畫の進捗割合
- 六 完了豫定日

裏 面 白 紙

様式

工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算

昭和 年 月 日現在 (単位千圓)

種別	項目	承認金額	支拂済金額	未拂勘定	承認金額の内未使用分	承認金額超過見込額	備考
		(A)	(B)	(C)	A-(B-C)+D		

註 1. 未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること
 2. 承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

割合	種類	建物及工作物	機 械	綜 合	備 考
	進捗割合	%	%	%	%

(3) 完了予定日

裏面白紙

業排承認企第ニニ四號

昭和二十三年七月十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

大坂商船株式會社
取締役社長 伊藤武雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條之條の規定による申請承認の件
四月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、車用車ロウイワリ一名賣却ノ件

附帯條件 別紙ノ通り

裏面白紙

集排承認企第二二二五號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日本俾臘株式會社
取締役社長 佐治 孝徳 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

四月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、俾臘協會の費支払の件

490
1/1
1/1

寫

裏面白紙

集排承認企第ニ二二六號

昭和二十三年七月十二日

(控)

大正商船株式会社
取締役長伊藤武雄 殿

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條之條の規定による申請承認の件
六月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、大正丸賣却の件
附帯條件 別紙の通り

裏面白紙

1924

集排承認企第ニニニ七號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

控

大改商船株式會社
取締役社長 伊藤武雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二條の規定による申請承認の件

六月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、 櫻津丸売却の件

附帯條件 別紙の通り

裏面白紙

集排承認企第ニ二二八號

昭和二十三年 月 日

企業第一部第五課

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

寫

佐友電氣工業株式會社

社長 岸 野 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月 八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、横須賀市新町三丁目三番地建設物頭令件
株式会社新町三丁目

裏面白紙

附 帶 條 件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す、特定の金融機関を
貸出機関とするを得ない。

19。

裏 面 白 紙

集排承認企第ニニ九號

昭和二十三年 七月 拾 日

企業第一部第五課

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成



株式会社 播磨造船所
取締役社長 横尾 龍 殿

式字加入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

冬月 拾 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、財産(家屋 那波野茶室会所)處分の件

附帯條件 別紙

裏面白紙

附 帯 係 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏面白紙



集排承認企第二二三〇號

昭和二十三年 七月十一日

企業第二部第一課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

帝國纖維株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、徳島工場之新築之工事限補修に關すべし(企七、五〇七、六四〇号)

附帯條件一列叙

企211 30-109
5/19 第
1/12 正

裏面白紙

集排承認企第二二二一號

昭和二十三年七月十二日

企業第二部第一課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

帝國海運株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、大倉身三場ニ天合工場設備種目ニ付(金四九六八〇〇〇円)

附帯條件一別紙

裏面白紙

集排承認企第ニ二三二號
昭和二十三年七月十二日

持株會社監理委員會

企業部一部長 永井三郎

株式会社日本製鐵所
取締役長 新井哲次 殿

控

過度經濟力集中排除法に基く手続規則
第 2 條の規定による申請承認の件

六月 又 日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました
から御通知します

記

一、室蘭製鐵所内煉瓦工場及附帯設備処分

賣却価格 三〇七九、二〇円

附帯設備処分の件

裏面白紙

集排承認企第ニ二三三號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

徳山實業株式會社

取締役社長 藤山如信 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、ソーダ生産設備改良工事費予算追加の件

附帯條件（別紙）

裏面白紙



皇排承認企第ニ三四號

昭和二十三年 月 日

企業第一部長

持株會社整理委員會

企業第一部長

植

成

帝國鑛業開發株式會社

殿

社長 古市

貳字

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

六月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、家屋(所在仙谷市)処分許可申請

新別荘附帯條件附

裏面白紙

集排承認企第二二三五號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日産重工業株式會社
取締役社長 安浦 多一 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第五條之二 條の規定による申請承認の件

六月四日 附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備新設許可申請の件（神奈川県高座郡從業員宿舍）
附帶條件 別紙

裏面白紙

集排承認企第二二三六號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

東洋製鐵株式會社
取締役
社長 小林富佐雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記



一、事業設備新設許可申請書の件(太田区雪ヶ谷町所在住宅の購入)
附帯條件
人債借は貸借人の撰擇により解約しうるものなること
二、金融取手免指運令及同改正に基き押戻を受けると要する特急の
金融撤回を貸出撤回とすを得ること

裏面白紙

集排承認企第ニ二三七號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

東洋製糖株式會社
取締役 小林富佐雄殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記



一、事業設備擴張許可申請書の件（大阪福島工場敷地購入）

附設条件

く個々の購入価格は評価額を越えざること、即ち大阪市福島区草場町

五〇五坪六一ヶ、二〇三、三六六圓、同七七坪九日五八四二五圓、同六六坪七五

は四六七三五圓、同二四坪九三ヶ、一八二六九〇圓五〇銭

を金融機関に協賛命令及同改正に基き担保を受けしを要す、特定の金融機関を

貸出機関とするを得ない。

裏面白紙



集排承認企第 二二三八 號

昭和二十三年 七月 十一 日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

大和紡績株式會社
取締役 加山 正人 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

七 條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、名古屋工場（株）本造瓦葺二階建事務所倉庫金工工場（
移転の件）
別紙附帯の添付付

裏面白紙

集排承認企第二二三人號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

鐘淵紡績株式會社

取締役社長 武藤新次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月 三日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業整理用新法に於ては、
新法に切替事業を完了新法
二、四五、〇〇〇日
但し別紙の通り條件を付す

以上

Handwritten text in vertical columns, likely a document or letter. The text is extremely faint and illegible due to the quality of the scan. Two circular punch holes are visible on the left side of the page.

附 帶 條 件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて調達しを受けること。
 - 二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。
 - 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。
 - 四 左記報告書（英文五通和文三通）を特殊會社整理委員會に提出のこと。
- 承認された建設、再建又は復舊の進捗状況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）
- 1 別紙工事進捗状況報告書の様式による
 - 2 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）
 - 3 計畫の進捗割合
 - 3 完了豫定日

裏面白紙

様式

工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算

昭和 年 月 日現在 (単位千円)

種別	項目	承認金額 (A)	支拂済金額 (B)	未拂勘定 (C)	承認金額の内未使用分 A-(B-C)+D	承認金額 超過見込額	備考

註 1 未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること
 2 承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

割合	種類	建物及工作物	機械	総合	備考
進捗割合		%	%	%	%

(6) 完了決定日

裏面白紙

集排承認企第二四〇號

昭和二十三年七月十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成



倉敷紡績株式會社

車務部長 福井周苑 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月十五日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

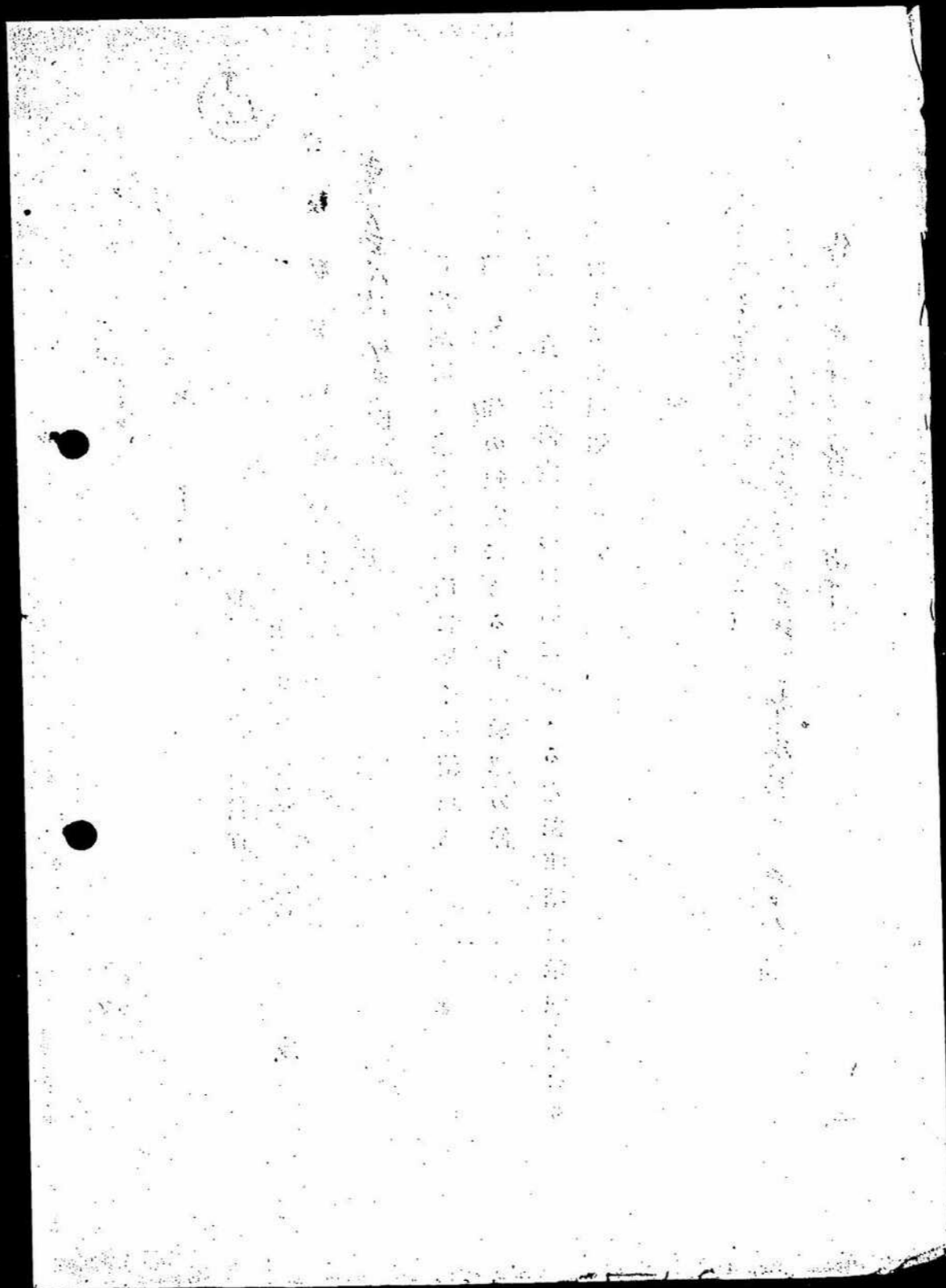
一、事業設備改良に付する案件

九月二日決定 振興改修及び完一部振替 三七五〇〇〇円

但し前記通り修付と可なり

以て

1721



附 帯 條 件

承認は当該計画実施に要する資金の借入又は預金引出に対するものであつて、その計画実施に必要な原材料、設備、施設に対して優先権を与えたものと解してはならない。

既存の関係諸規定、方針、手続、優先権は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復旧のための原材料、設備は公定価格で購入のこと。

集排承認企第ニ二四一號

昭和二十三年 七月十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

鐘 園 紡 績 株 式 會 社

取締役社長 矢野 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、跡を承継する中務係

辰 録 昌 之 印 建 昌 之 存 換 換 一 式 九 二 四 九 〇 〇 日

但し別紙の通り條件を附す

以て

174

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is too light to transcribe accurately.

附 帯 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である
場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

172

裏面白紙



集排承認企第二二四三號

昭和二十三年 七月 十五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

大日本セルロイド株式会社

取締役社長 西宗茂 二 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二條の規定による申請承認の件

五月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します 但し附帯條件あり

記

一、新井工場雪害復旧工事の件

裏面白紙

集排承認企第ニ二四三 號

昭和二十三年 七月 十五日

企業第一部長 植 成



巻字抹消
長字挿入

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

昭和鑛業株式會社
取締役會 山口俊之助 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

式字加入 第 七 條の規定による申請承認の件

六月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、又谷鑛山鑛業權処分許可申請
書 別紙附帯條件附

裏面白紙

集排承認企第二二四號

昭和二十三年七月十五日

企業第一部長 植

持株會社整理委員會
企業第一部長 植 村 成



昭和鑛業株式會社
取締役會長 山田俊之助 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件

六月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、大室鑛山鑛業株式會社分許可申請
別紙附帯一件付

裏面白紙

集排承認企第二四五號

昭和二十三年八月廿五日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

企業第一部長 植

昭和鐘業株式會社 殿

取締役會長 山田俊之助

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

式字加入 第七條の規定による申請承認の件

八月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、家屋処分許可申請

高別代附帯條件附

裏面白紙

寫

集排承認企第ニ四六號

日附貴社 昭和二十三年 月 日

企業第一部第五課



166✓

帝國鑛業開發株式會社

社長 田中 殿

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、暫備金(曾木茂谷小) 徴之知分許可申請

別式附帯條件附

裏面白紙

寫

老字抹消
老字押入

集排承認企第二四七號

昭和二十三年八月二十二日

企業第一部第五課

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

帝國鑛業開發株式會社

社長 吉市 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

六月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、家屋（所在札幌市）処分許可申請

特別付帯条件付

裏面白紙

集排承認企第ニ二四八 號

昭和二十三年 七 月 十 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成



日本セメント株式会社
専務取締役 井上英照 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、九州経営者協会に對する昭和二十三年度上期会費支拂の件 (三、〇〇〇円)

附条件付口

裏面白紙

附 帯 條 件

金融緊急措置令及同改正に基き繰戻を受けるを要す。
尙會費は會社の再編成の終了する迄月額で支拂ふこと。

164

裏面白紙

集排承認金第二二四九號

昭和二十三年 七月 十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日本製紙株式會社

取締役社長 三鬼隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、九州経営者協會に對し昭和三十三年上期會費支拂(三〇,〇〇〇円)

附帶條件は

裏面白紙

附 帶 條 件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けらるを要す。
尙會費は會社の再編成の終了する迄月額で支拂ふこと。

162

裏
面
白
紙

集排承認企第ニ五〇號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

日本金鋼株式会社

取締役社長 奥村武雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の三條の規定による申請承認の件

五月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します但し附帯條件つき

記

一、財産処分案件
二一六、二七四頁

裏面白紙

抄

集排承認企第二二五二號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

王子製紙株式会社
取締役社長 中島慶次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二條の規定による申請承認の件

六月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します但し附帯條件あり

記

一、坂本工場構内第一工場発電所水圧鉄管改良工事の件

九八、〇〇〇円引出
條件 a. 工事進捗状況報告書不要
b. 別紙

裏面白紙

1/59

集排承認企第ニ五二號

昭和二十三年 七月 十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

王子製紙株式会社

取締役社長 中島慶次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條之三條の規定による申請承認の件

六月 十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します 但し附帯條件が有

記

一、苫小牧工場惣急社宅新築工事の件

五、三、六、五、六、二、〇、四、〇、〇

裏面白紙

集排承認企第二二五三號

昭和二十三年七月十五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日本至ル人株式会社

取締役社長 下津謙藏

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條之條の規定による申請承認の件

六月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します 但し附帯條件つき

記

一、従業員寄宿舍購入の件
條件として購入価格は評価額一八九三、〇五〇円を超えないこと
別紙

裏面白紙

集排承認企第ニ五四號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

王子製紙株式会社

取締役社長 中島慶次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します 但し附帶條件あり

記

一、富士工場パニシリ製造装置新設工事の件

一〇二・六四〇円引出

裏面白紙

集排承認企第 二二五五號
昭和二十三年 月 日

持株会社監理委員會

企業部一部長 永井三郎

株式会社日本製鐵所
取締役社長 新井 隆次 殿

控

— 過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

六月 七 日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました

から御通知します

記

一、広島製鐵所建設費

延分額 概して四百〇〇万

附帯案件別紙の如く

裏面白紙

控

業併承認企第ニニ五六號
昭和二十三年七月十三日

扶桑金屬工業株式會社

老會社役員廣田東一 殿

持株會社監理委員會

企業部一部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月 三日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました
から御通知します

記

一、時鋼所の能率改善設備拡張工事豫算追加
豫算追加額 六九六〇〇〇円
副社長廣田東一

裏面白紙

集排承認企第二二五七號

昭和二十三年 七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



扶桑金屬工業株式會社

方勝取債後廣白書

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、東海乳業所新設強算追加
追加強算額 五、一、三、〇、五、〇〇
別紙附帯付付付

裏面白紙

153

控

集排承認企第二二五八號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

扶桑金屬工業株式會社

為替帳簿 度向 一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、鋼管製造所 空氣圧縮機増設工事 豫算 追加

追加豫算額 七四四、〇〇〇円
別紙改訂簿添付は

裏面白紙



152



集排承認企第二二五九號

昭和二十三年 七月 十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日本製鐵株式會社

取締役社長 三鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の^三規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、大分縣 牧口村 所在土地、建物賃貸

賃貸料 月額 三,〇〇〇円

別紙附帯修繕仕。 司立部許可 602/1 (12 July 48) ESS/AC E.P. No. 2/26

裏面白紙

集排承認企第ニニ六〇號

昭和二十三年 七月 十二日



日本鑛業株式會社

取締役社長

岡部楠男 殿

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條^{の三}の規定による申請承認の件

六月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、満沢鉱山選鉱設備改造外ほ設備等新設の件

總字第 二四〇六三五号

別紙 附帶條件

裏面白紙

150

集排承認企第ニ六一號
昭和二十三年七月十二日

日本製鐵株式會社
取締役永井三鬼 隆 殿

集排會社監理委員會
企業部一部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
六月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました
から御通知します

一、日鉄輪西港運轉株式會社所有船航線航運戻
際案部 二三四、二〇三月一六頁
別紙附帶條件付



裏面白紙

控

日本製鐵株式會社

取締役社長 三思 隆 殿

業排承認企第ニ二六二號
昭和三十二年七月十二日

持株者 監理委員會
企業部一部長 永井 三郎

過度經濟力集中排除法に基く手続規則
第七條の規定による申請承認の件
六月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました
から御通知します

記

一、釜石製鐵所 仙台製鐵所 互に定電報
購入金額 三三七〇〇〇円
附帯條件
a. 上述の両所は法人の選定に於ける
b. 別紙の通り

裏面白紙

寫

皇排承認企第二二六三號

昭和二十三年

七月十一日

企業第一部第五課

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

古河電氣工業株式會社

取締役社長 西村 啓造 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、高圧共見斯協會昭和二十三年に會費支拂の件
附帯條件別紙通り

裏面白紙

附 帶 條 件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す
尙會費は會社の再編成の終了する迄月額で支拂ふこと。

裏面白紙

集排承認企第二二六四號

昭和二十三年 七月十二日

企業第一部第五課

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日吉郵船株式會社

社長 淺尾新甫 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、鶴岡丸、戸畑丸賣却処分件
附帶條件 別紙

以上

裏面白紙



集排承認企第二二六五號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

川崎産業株式會社
代表取締役 砂野 仁 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、明盛孔処分の件 (ノ七〇、七〇〇円) (川聖紙中一五五号)

附帯條件別紙

裏面白紙



集排承認企第二二六六號

昭和二十三年 七月 十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

川崎産業株式会社
代表取締役 砂野 仁 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、於城市八幡町免地処分件 (六九.〇.〇.〇月)
附帯條件別紙 (川股秘才(九六号))

裏面白紙



集排承認企第ニ二六七號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

川崎重工業株式會社
取締役 神尾新七郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、債務者任用建物新設の件

附帯條件別紙

(三ツツリ、リハリ内借入
ツツリ、リハリ内預金引込)

(川原松一七三号)

裏面白紙

19.3



集排承認企第二二六八號

昭和二十三年 七月 十一日

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井 三郎

川崎重工業株式會社
取締役 神島新七郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、電話交換機移籍の件 (五八六〇五二号 預金引出)
附帯條件別紙 (川股秘一六〇号)

裏面白紙

集排承認企第二二六九號

昭和二十三年七月十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日直造船株式會社

取締役社長 山田 芳行 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、神奈川造船所建物改良工事の件（五〇五、四九〇、四一〇、自己資金）

附帯條件別紙

裏面白紙



集排承認企第ニ二七〇號

昭和二十三年七月十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日五造船株式会社
取締役社長 出田孝行 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、因島造船所建物改造工事の件

自己資金 三〇三、五〇〇円
（復金借入） 三、六〇〇円

附帯條件別紙

裏面白紙



集排承認企第二二七一號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式会社日立製作所
取締役社長 倉田主税 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日立工場蓄電器製作設備復旧の件（一七〇〇〇〇四）

附帯條件別紙

裏面白紙

130

集排承認企第ニ七二號

昭和二十三年 七月 十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

株式會社日立製作所

取締役社長 倉田 正 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月十一日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、日本電線附屬品製造會に金費支拂件 (二八〇日)
- 二、電氣通信協會に金費支拂件 (五、〇〇〇日)

附記條件あり

裏面白紙

集排承認企第二二七三號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 成

太平木材株式会社
取締役社長 村上富太郎殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します 但し附帯條件ハクニ

記

一、江東進駐軍用材集積所新設の件

裏面白紙



136

集排承認企第二二七四號

昭和二十三年 七月 十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

太平木材株式會社

取締役社長 村上富太郎 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

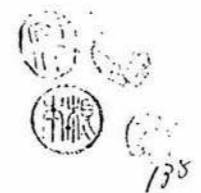
第七條の規定による申請承認の件

六月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します 但し附帯條件あり

記

一、深川工場油倉庫新築工事の件

裏面白紙



集排承認企第ニ七五號

昭和二十三年 七月 十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



富士眞眞オイル株式会社

取締役社長 春木 榮 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月 二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します 但し附帯條件つき

記

一、従業員社宅購入の件



134

裏面白紙

控

集排承認企第二二七六號

昭和二十三年六月十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

明和号業務會社
取寄川西 龍三殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

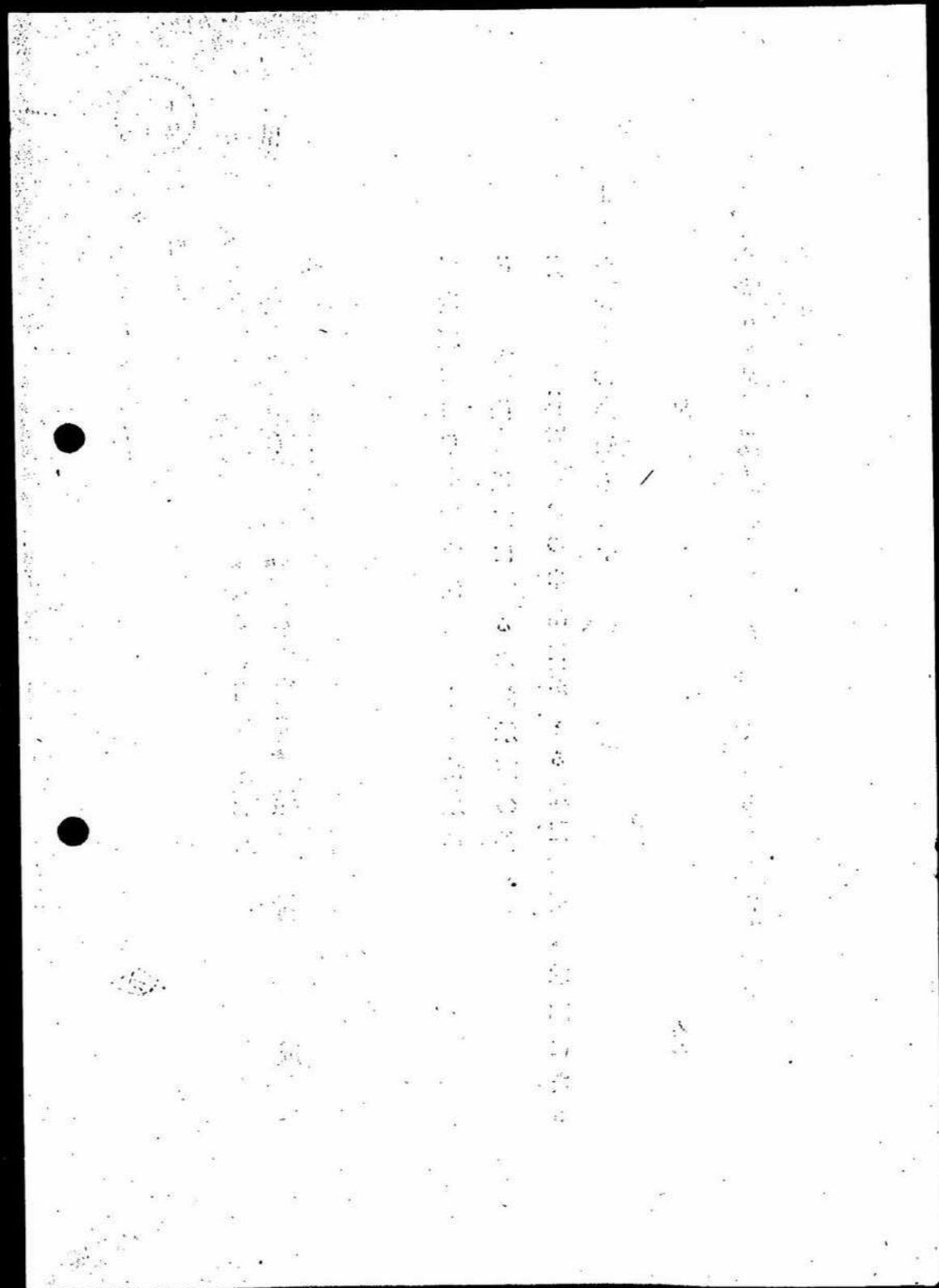
月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、木造瓦葺二階建居宅(元玉塚上場奇宿舎)處分件
別紙附帶條件付





附 帶 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別整理會社である場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏面白紙

集排承認企第ニ七七號

昭和二十三年 七月十二日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

大和紡績株式會社
取締役 加藤 正人殿

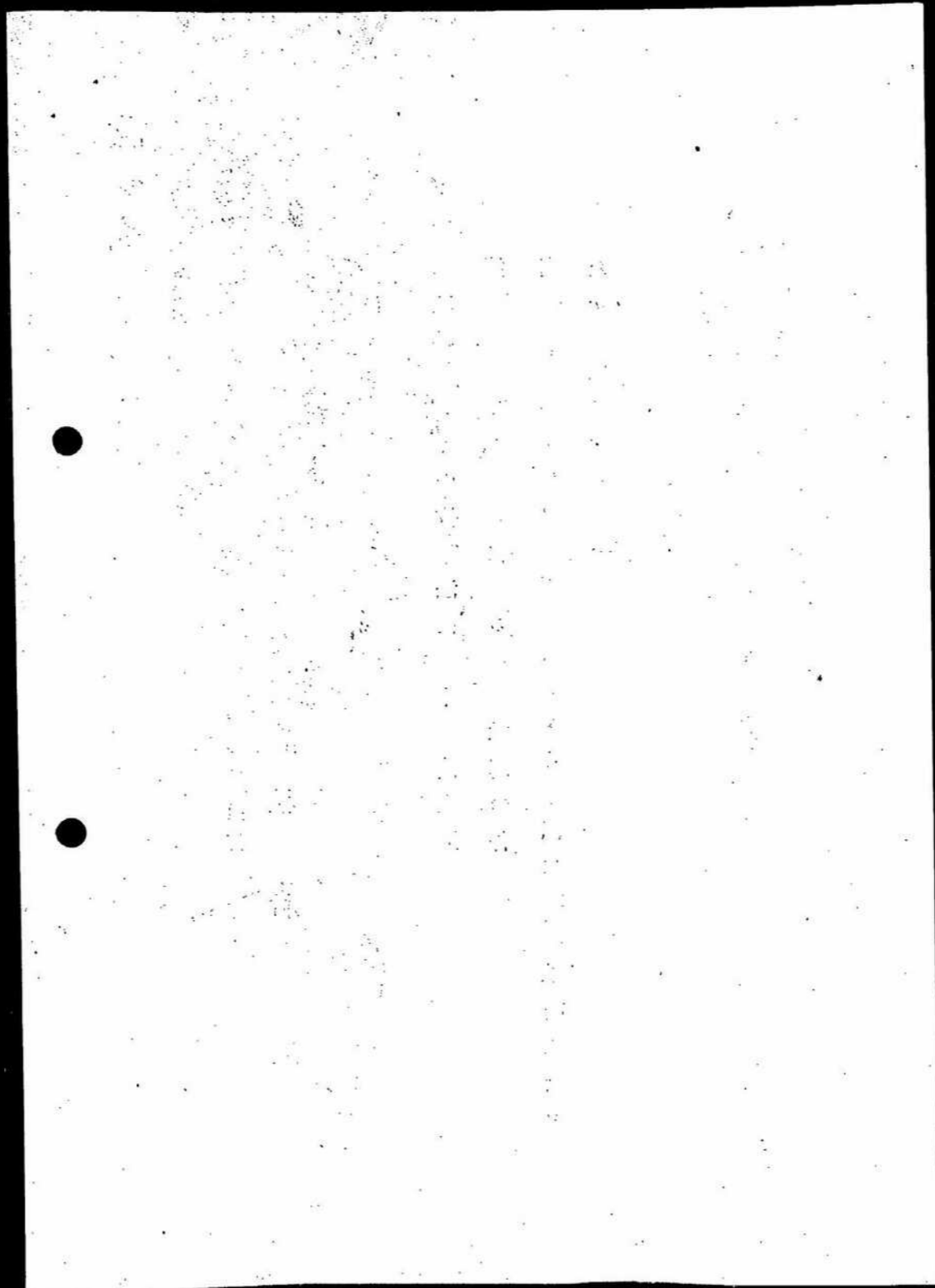
過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條^{の二}の規定による申請承認の件

六月 二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、 裕存工場織布仕上室小屋組変更の件
別紙附帯條件付



附帯條件

承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出に對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のことも。

裏面白紙

集排承認余第二七八號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日本博覽會株式會社
取締役社長 菅村道太郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

五月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、事業設備新設の件

444
5/11
5/22



128

裏面白紙

集排承認企第ニ七九號

昭和二十三年七月十二日

企業第二部第一課

持株會社整理委員會

東洋レーヨン株式會社

企業第二部長 永井三郎

常務取締役 森信明殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月二十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、愛媛工場従業員アハート、柳下等並に出診室擴張(所要資金三、二六九千円)

附帯條件別紙の通り

裏面白紙



集排承認企第ニ二八〇號

昭和二十三年 六月 十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長 新開広作 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條のニの規定による申請承認の件

六月 四日 附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、鎌倉社宅修理の件 (一八、三〇〇円) 六月二日
- 神戶工場共同専用電力線架設費負担金支払の件 (三七、八七〇円) ^{三十九円} 六月四日

裏面白紙

控

集排承認企第ニ二八一號

昭和二十三年

七月

十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長新開 広作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月 二十日 附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、照明學會會費支払の件 (シ七 五〇〇〇円)

五月二十日

社団法人電氣學會會費支払の件 (シ八 三〇〇〇円) 六月 二日

附帯條件別紙

裏面白紙



集排承認企第ニ二八一號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長 新開 広作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月 十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、 堀川工場螢光体工場建築家地下排水設備改修の件 (七、六五万円) (社外支払)
 - 二、 マツダ研究所螢光体研究器具購入の件 (三、五万円)
 - 三、 小倉工場廻轉台付フライス盤購入の件 (一、〇万円)
- 附帯条件別紙

裏面白紙



集排承認企第二二八三號

昭和二十三年 七月 十八日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長 新開広作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月 八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、富士工場口金用硝子付板更新の件

(九月九日) 社外支払

堀川工場特殊大型電球製造設備復旧の件

(九月五日)

附帯條件別紙

裏面白紙

124

集排承認企第ニ八四號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

日産化學工業株式會社

企業第二部長 永井三郎

取締役社長

黒部貞雄殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します



記

一、神明工場増延機摺付（費用四八、〇〇〇圓）の件
附帯條件（別紙）

裏面白紙

123

集排承認企第ニハ五號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

關東電氣工業株式會社

企業第二部長 永井三郎

取締役社長

伊東二郎 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、損害補償金（一八、七〇〇圓）支拂の件
附帶條件（別紙）

裏面白紙

集排承認企第二八六號

昭和二十三年 七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

關東電氣工業株式會社
取締役社長

伊東 二郎 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します



記

一、愛知縣西尾町所在土地建物處分（價格三七、五二〇圓）の件
附帶條件（別紙）

裏面白紙



121

集排承認企第ニシハ七號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

關東電氣工業株式會社

取締役社長

伊東二郎丸殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、鎌倉市所在建物購入（價格二六〇、〇〇〇圓）の件

附帶條件（別紙）

裏面白紙

集排承認金第ニニ八八號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

旭化成工業株式會社

專務取締役

片岡 武修 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七の二條の規定による申請承認の件

五月二十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、東京貿易會々費（年額二、〇〇〇圓）支拂の件

附帶條件（別紙）

裏面白紙

集排承認企第ニシ八九號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産化學工業株式會社
取締役社長
黒部 貞雄 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七の二條の規定による申請承認の件
六月三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、高壓瓦斯協會二十三年度會費（五、〇〇〇圓）支拂の件

附帶條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す。
尙會費は會社の再編成の終了する迄月額で支拂ふこと。

裏面白紙

集排承認企第二一九。號

昭和二十三年 七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本銀行株式会社
取締役社長 岡田 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、富山電業製鉄所土地建物富野

土野部係材 三三八、三〇〇円

附部係材

a、土野部係材は評価額三三八、三〇〇円とし、
b、別紙。

裏面白紙

控

集排承認企第ニ一九一號

昭和二十三年 七月十二日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井物産株式會社

社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、三池製煉所亜鉛蒸溜工場修繕工事

二六四ニ、ロ、ロ、ロ

別紙付帶條件付

裏面白紙



集排承認企第ニ二九二號

昭和二十三年 七月十二日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

古河鋁業株式會社
取締役長 新海英一殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、久根鋁山第二次硫化鋁増産計画

別紙附帯條件つき

裏面白紙

集排承認企第ニ九二號

昭和二十三年 七月十二日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



古河鋳業株式會社
取締役社長新海英一殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、足尾製作所用機械の取替及新設(金額一六三〇〇〇円)

別紙附帶條件あり

裏面白紙

集排承認企第一二九四號

昭和二十三年 七月十二日

企業第二部長四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



古河鋳業株式會社
取締役社長 新海英一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、上代発電所変圧器二台、福島縣好間炭礦に移轉
(金額五五、〇〇〇円)

別紙附帶條件つき

裏面白紙

集排承認企第二一九上號

昭和二十三年七月十二日

企業第二部第四課

112



古河鉱業株式會社
取締役兼新海英一 殿

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井 三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、大峰炭磁峰地選炭場災害修理

(金額 一六、一八七、九三圓)

別紙附帶條件あり

裏面白紙

集排承認企第ニ一九六號

昭和二十三年 七月十二日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



三菱鉦業株式會社
取締役社長 羽仁路之殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月十四日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、燃料協會特別會費支払(金額六、〇〇〇円)

別紙附帶條件つき

裏面白紙

集排承認企第二九七號

昭和二十三年 七月十二日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎



三菱鉱業株式會社
取締役社長 羽仁路之 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 十 條の規定による申請承認の件

四月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、畑倉鉱業所職員及労務者住宅新築工事

(金額七〇六、〇〇〇円)

別紙附帯條件つき

裏面白紙

集排承認金第二二九八號

昭和二十三年 七月十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日新化學工業株式會社

社長 土井正治殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、會費支拂の件（日本經濟復興協會四二〇〇円）
附帶條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す。
尙會費は會社の再編成の終了する迄月額で支拂ふこと。

裏面白紙

集排承認企第ニ一九九號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

日新化學工業株式會社

社長 土 井 正 治 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、會費支拂の件（有機合成化學協會三、〇〇〇円）

附帶條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す。
尙會費は會社の再編成の終了する迄月額で支拂ふこと。

裏面白紙

集排承認企第ニ三〇〇號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日新化學工業株式會社

社長 土井正治殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の三條の規定による申請承認の件

五月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、會費支拂の件（日本汽鐵協會岡山支部五〇〇円）

附帯條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す。

尙會費は會社の再編成の終了する迄月額で支拂ふこと。

裏面白紙

集排承認企第二三〇一號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日新化學工業株式會社

社長 土井正治 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月三十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、會費支拂の件（大阪労働協會 五〇〇圓）

附帯條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す

尙會費は會社の再編成の終了する迄月額で支拂ふこと

裏面白紙

集排承認企第ニ三・二號

昭和二十三年 七月十二日

持株會社整理委員會

日新化學工業株式會社

企業第二部長 永井三郎

社長 土井正治殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月 四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、弗化物製造設備移轉復舊に關する件（借入金二八、〇〇〇千円）
附帶條件（別紙）

裏面白紙

集排承認企第二三〇三號

昭和二十三年 七月十二日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



三菱鉱業株式會社
取締役社長 羽仁路之殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、直島製煉所(テルセニ式硫酸製造設備改修工事)追加

(金額 二九、〇二五、〇〇〇円)

別紙附帯條件あり

裏面白紙

集排承認企第二三〇四號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

電氣化學工業株式會社

取締役社長

近藤 廣 次殿

企二の三 1985
起 23.5.26
迄 23.5.31



二字挿入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件

五月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、青海工場勞務者社宅新設許可申請の件
附帶條件一別紙の通り

裏面白紙



103

企の元 11384
起案 23.5.26
決裁 23.5.31

集排承認企第ニ三〇五號

昭和二十三年 七月 十二 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

電氣化學工業株式會社

取締役社長

近藤 廣 次殿

二生挿入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二の規定による申請承認の件

五月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記



一、本社従業員社宅新股許可申請の件
附帯條件一別紙の通り

裏面白紙



集排承認金第二三〇六號

昭和二十三年 七月十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

小倉製紙株式會社
取締役社長 中村為嗣殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、事業設備の拡張(小倉工場地先地帯を多量掘削中)

費用一、三七一、五〇〇円

附増資案件別表の別添

裏面白紙

集排承認企第二三〇七號

昭和二十三年 七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎



日本窒素肥料株式會社

取締役社長

北山

恒殿

二字挿入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、水内大臣川發電所の水路改良工事に關する予算増加申請の件
附帯條件一別紙の通り

裏面白紙

100V

集排承認企第二三〇八號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東洋ゴム工業株式會社

事務取締役 町田 一男 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、尼崎工場女子寄宿舎(含土地)購入並に改修の件(一、三〇九、三六〇圓)
附帶條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す
特定の金融機關を貸出機關とするを得ない

裏面白紙

集排承認企第二三〇九號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱化成工業株式會社

取締役社長 森規矩夫 殿



過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、八王子社宅處分の件
附帶條件（別紙）

裏面白紙

集排承認企第ニ三一〇 號

昭和二十三年 7 月 12 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

日本窒素肥料株式會社
社長 北山 恒 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

六月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、帝正酸素株式會社水俣工場移轉の関する共同申請の件

條件

一別紙

二日本窒素肥料所有の土地は評價額六、三〇円で賣却されること

裏面白紙

集排承認企第二三二號

昭和二十三年 7 月 12 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

帝山酸素株式會社

社長 鈴木 山松 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、水俣工場移轉に因りて件一(賃金六一六、二九五)

條件

二、日本窒素肥料株式会社(株)評価額六一三〇〇〇を認印すこと

裏面白紙

集排承認企第二三一三號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

東洋ペアリウム製造株式會社

取締役會長 木下 茂 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、未拂込株金徴收の件

但し徴收金は旧債務解消の爲めに旧勘定に預金の事

裏面白紙



95

控

集排承認企第ニ三一三號

昭和二十三年 七月十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

東洋アリア製造株式會社
代表取締役 木下 茂 殿

控

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

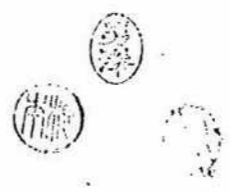
ましたから御通知します

記

一、従業員住宅用建物購入の件

附帯條件
金融緊急措置令及同改正に基づき押戻を受付し、要す
特定の金融機関と貸付機関とす、と得本い。

裏面白紙



集排承認企第二三二四號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱化成工業株式會社

取締役社長

森 規 矩 夫 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、スワ紡設備復元の件

附帯條件(別紙)

裏面白紙

集排承認企第二二五號

昭和二十三年七月六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日本硝子株式會社

社長 中村文夫 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七の二條の規定による申請承認の件

六月八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、大阪實業教育協會 昭和二十三年度會費の件
(但し別紙條件附)

裏面白紙

昭和 年 月 日

附帶條件

金融緊急措置令及同改正の基に拂戻を受付るに要す
尚會費は会社より再編成を終了すに迄月額
支拂ふこと。

東京都千代田區内幸町三丁目一番地
株會社整理委員會
電話掛帳(57)三七八〇一三番

裏面白紙

集排承認企第ニ三一六號

昭和二十三年七月十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱重工業株式會社

取締役社長岡野保次郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

丑月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、菱野總才九郎

京都機器製作所の常務理事法京都普及協力会を費支拂の件

(六〇〇〇円)

條件別紙

裏面白紙

集排承認企第ニ三一七 號

昭和二十三年 七月 十二日

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井 三郎

三菱重工業株式會社
取締役社長 岡野淳次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、菱持經才四七号(長崎造船所不在不要機販賣部案件 四一四、四〇〇月)
 - 二、菱持經才四三号(静岡市当元航空機整備事務所分室所在銀華一七四〇打賣部案件、八、四、六、六月)
 - 三、菱持經才四九号(長崎市所在不造平家一種賣部案件 九二、七八九月)
 - 四、菱持經才四八号(名古屋平所在土地 三、一、一〇、平賣部案件 五七、六、〇月)
- 條件別紙(全部共通)

裏面白紙



集排承認企第ニ三一八號

昭和二十三年 〆 月 〆 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三菱重工業株式会社

取締役社長 岡野保次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條^のの規定による申請承認の件

五月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、蓄積総額四〇〇万

自第ニ輸車一台知合^の件 (三、七、三五、四、三九、九、九)

裏面白紙

集排承認企第二三一九號

昭和二十三年七月十一日



三菱重工業株式会社

取締役社長 岡野保次郎 殿

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、菱井經才(ニル) 貨物自動車(台) 慶分(件) (四八八五〇四)

附条件別紙

裏面白紙



集排承認企第ニ三二〇號

昭和二十三年 七月 丁二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱重工業株式会社
取締役北尾 國路保次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、蓄存証券の号 業用自動車五台処分件(三九、七、五、一、九)

附条件列挙

裏面白紙

集排承認企第二三二一號

昭和二十三年七月十三日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



三菱重工業株式会社
取締役長 岡野保次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、蓄存額が五〇号、建物が分り件（五〇九、三三〇月）

附帯条件別紙

裏面白紙

集排承認企第二三二二號

昭和二十三年七月二十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎



三菱重工業株式會社
取締役 岡野保次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、菱井証券才五八号 土地建物貸付案件 (月五、五、三十四)

附条件付付成

裏面白紙

集排承認企第ニ三二三號

昭和二十三年 七月 三日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三共株式會社

取締役社長 塩原禎三 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月 三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、増資新株式割當計画の件

裏面白紙

集排承認企第二三二四號

昭和二十三年 七月十七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日本極東進様式會社
取締役社長 沼野英不二殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

七月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従業員賞與支給の件

附帯條件 別紙通り

634
7/14
7/17
集排承認

裏面白紙

集排承認企第二三二五號

昭和二十三年七月十二日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日本精工株式會社
專務取締役 堀口忠 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七の二條の規定による申請承認の件
五月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、ボイラー処分案件

（附帯條件）— 壹却代金は直に各社の執行決定に預けず、こと
（この場合）には、決定整備計畫に基き支出するべき要す。 特經公社

裏面白紙

集排承認企第二三二六號

昭和二十三年七月十五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本賣進株式會社

取締役社長 田中東馬 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

七月十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従業員賞與支給の件

附帯修訂(別紙)

裏面白紙

集排承認企第 三三二 號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日本化藥株式會社

取締役社長

百小 安三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

七月 三日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、第六十四回定時株主總會附議事項

但し配当に關しては會社利益配当等臨時措置法第四條の規定による
大藏大臣の許可を條件とす

裏面白紙

控

集排承認企第三三二八號

昭和二十三年七月二〇日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

武田藥業株式會社

取締役社長 武田長兵衛殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、増資新株式割當明細の件

裏面白紙



78

集排承認企第二三二九號

昭和二十三年七月十七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

東洋陶器株式会社

取締役社長 永瀬善一 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第八條の規定による申請承認の件

七月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、従業員に対し賞与支給の件(三四二三三二五錢)

附帯条件

一別紙の通り

裏面白紙

集排承認企第二三三〇號

昭和二十三年 〆 月 〆 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

松下電器産業株式會社
社長 松下幸之助殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 八 條の規定による申請承認の件

大月イ多日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、大塚川工場閉鎖に伴ふ従業員退職金支給の件

裏面白紙



157
7/19
7/20

集排承認企第 二二三一
十七 號

昭和二十三年 七月 二〇日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

帝國人造絹絲株式會社

取締役社長 大屋晋三 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、役員退職金支給の件（支給金額九五,〇〇〇円）

裏面白紙

莫排承認企第ニ三三二號

昭和二十三年 七月 二十日

持株會社整理委員會
企業第一部長 植

村 成

東洋陶器株式會社
取締役社長 永瀬善一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、役員賞与支給の件(一三〇千圓)

附帯条件

一別紙の通り

裏面白紙





集排承認企第 三三三三 號

昭和二十三年 七月十九日

企業第二部第四課

日本鑛業株式會社

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

取締役社長

岡部楠田 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、南東信越鑛業會社の互排の件

互排会費 九、四二〇円

別紙附帯條件

(右續成終了迄月額互排)

裏面白紙



集排承認企第二三三四號

昭和二十三年 七月十九日

日本鑛業株式會社

取締役社長

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

企業第二部長

岡部 楠田 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

九州鉄道協會の費用の件

その費用は、

別紙附帶條件つき（再續成修）迄月額拂

裏面白紙

控

集排承認企第ニ三五號

昭和二十三年七月十九日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本銀行株式會社
取締役社長 河田重 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第^九條の規定による申請承認の件
一月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、日本産業協議會會費支払の件。
支払金額 二、五〇〇円
※附帯条件附記の通り。

裏面白紙

集排承認企第二五三六號

昭和二十三年 七月 一九 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

大連産業株式會社
事務取締役 森長英 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

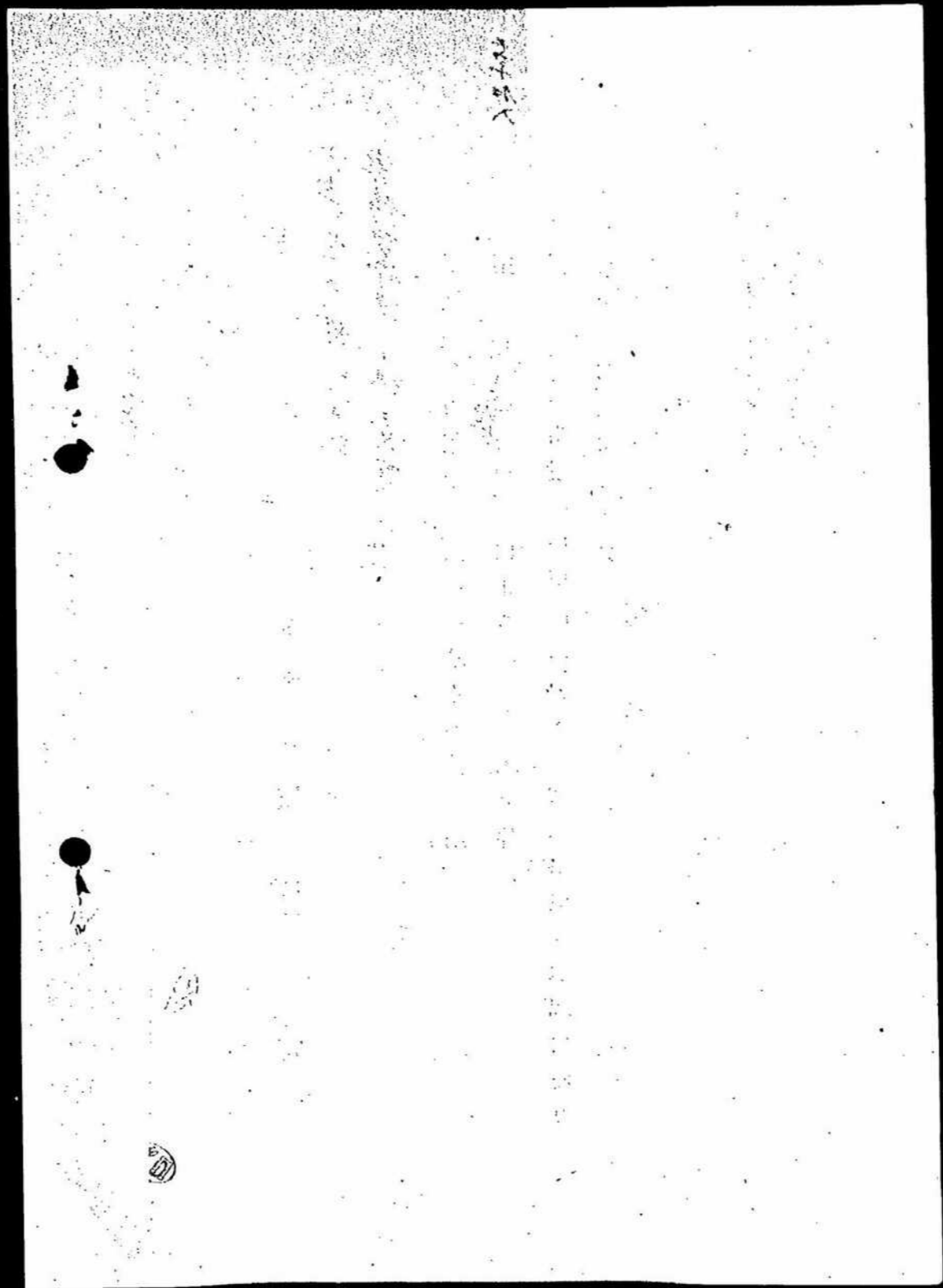
ニテ加入

第七條の規定による申請承認の件

六月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、資本増加の件
附帯条件別紙



附帯條件

一 すべての新株應募者に對し次の點を熟知せしむること。當該新株式の發行會社たる當社は再編成されるかも知れずその場合には再編成が完了する迄は、當社の株式の價格は保証出來な

511

發行會社は株式を交付した日から十日以内に次の事項を証券處理調整協議會に報告すること

買取人の氏名、各人の買受株式數、賣却價格、買取人別の株式所有比率

二 新株の割當計畫の明細、公告及び引受勧誘文は事前に當委員會に提出して承認を求めること
本證書により増資許可の附帯條件を變更せられた會社名は左記の通り。

裏面白紙

集排承認企第ニ三三七號

昭和二十三年 七月 十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成



倉敷紡績株式會社

専務取締役 岡田 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、特別經營者名簿に申請済み
岡山紡績會社名簿に五月二十八日付
但し、この日付は申請済み

以

裏面白紙

集排承認企第ニ三三九號

昭和二十三年七月十八日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

株式會社新湯鉄工所
取締役社長長島吉治 御殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月十五日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記



一、株式會社新湯鉄工所の役員報酬の件（本所役員報酬ニ三三三、〇〇〇円）
二、株式會社新湯鉄工所の役員報酬の件（本所役員報酬ニ三三三、〇〇〇円）
三、株式會社新湯鉄工所の役員報酬の件（本所役員報酬ニ三三三、〇〇〇円）
四、株式會社新湯鉄工所の役員報酬の件（本所役員報酬ニ三三三、〇〇〇円）
五、株式會社新湯鉄工所の役員報酬の件（本所役員報酬ニ三三三、〇〇〇円）
六、株式會社新湯鉄工所の役員報酬の件（本所役員報酬ニ三三三、〇〇〇円）
七、株式會社新湯鉄工所の役員報酬の件（本所役員報酬ニ三三三、〇〇〇円）
八、株式會社新湯鉄工所の役員報酬の件（本所役員報酬ニ三三三、〇〇〇円）
九、株式會社新湯鉄工所の役員報酬の件（本所役員報酬ニ三三三、〇〇〇円）
十、株式會社新湯鉄工所の役員報酬の件（本所役員報酬ニ三三三、〇〇〇円）

裏面白紙



集排承認金第三四〇號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

小西六寫真工業K.K.
取締役社長
杉浦六石衛門 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月二十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します(但し附帯條件あり)

記

一、事業設備振張ノ件

(¥469,000)

裏面白紙



65

集排承認企第三四一號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成



王子製紙株式會社
取締役社長
中島 慶次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月 二 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(但し附帯條件ヲキ)

記

一、事業設備移轉ノ件

(# 82,011)

裏面白紙



集排承認企第二三〇二號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

王子製紙株式會社
取締役社長
中島慶次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(但し附帯條件ヲキ)

記

一、事業設備改良ノ件

(一金七十貳萬貳千四百円也)

裏面白紙

集排承認企第二三四四號

昭和二十三年七月拾九日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

企業第一部第五課

三井不船建造株式會社
代表取締役 伊能康之助殿

貳字加入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、大船造船所所在の建物五棟処分件
附帯條件別紙

裏面白紙



梨排承認企第三四五號

昭和昭和廿一年七月拾九日

企業第一部第五課

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

三才本販建造株式會社
代表取締役 伊能康之助 殿

式字加入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

参月拾七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、電話加入権(清水局 三〇八番 七四九番) 処分件

附帯條件 別紙

裏面白紙

集排承認企第ニ三四六號

昭和二十三年 昭和廿三年七月拾九日

企業第一部第五課



持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

三井造船建造株式會社
代表取締役 伊能康之助 殿

貳字押入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
六月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、財産(五ヶ所造船所の製塩設備)処分件
附帶條件別紙

裏面白紙

控

集排承認企第二三四七號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

明和興業株式會社
取締役社長 川西龍三 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、財産處分の件

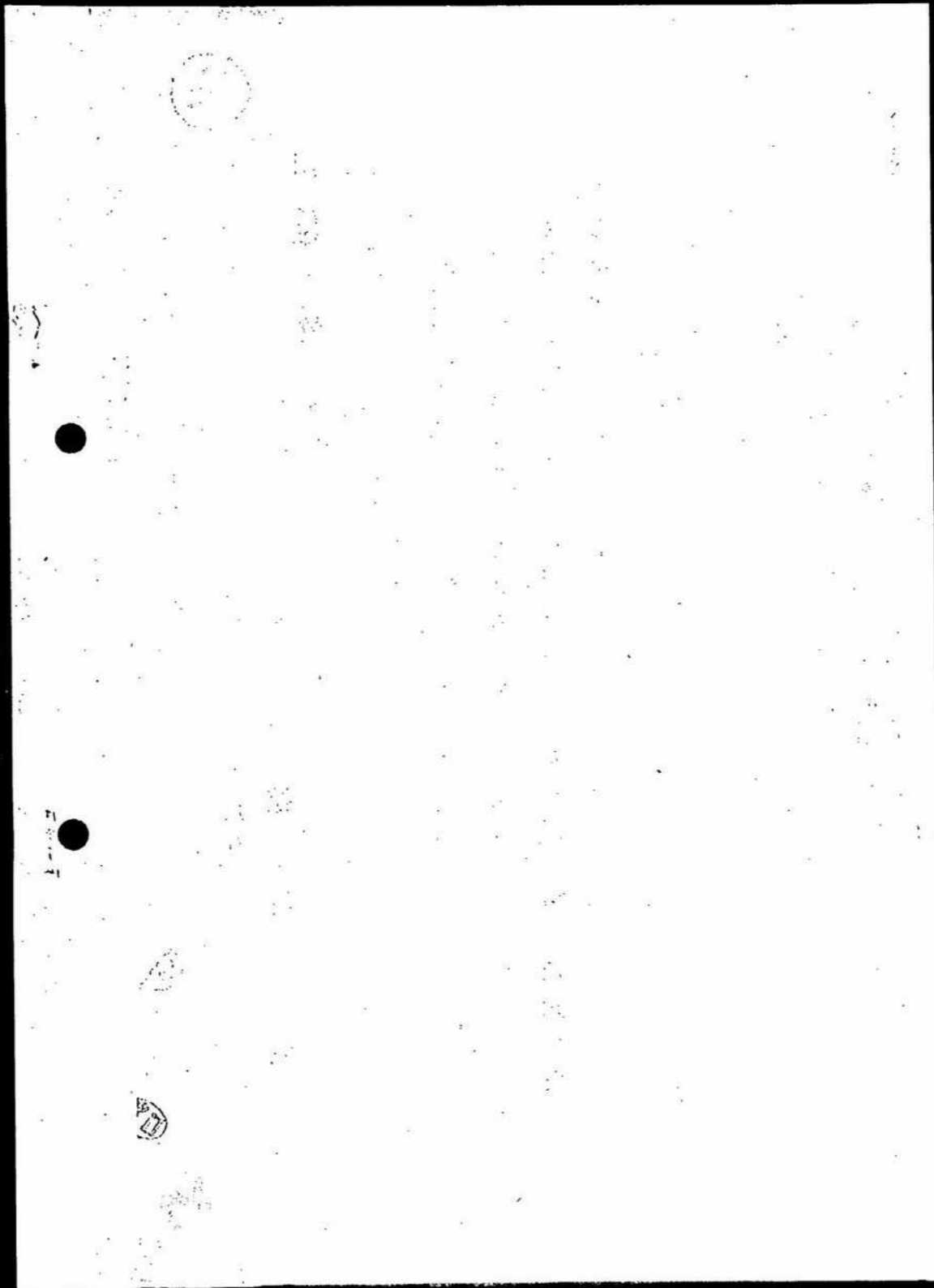
明細

(土地) 兵庫縣武庫郡良元村 鹿嶋米原條
(土地) 兵庫縣武庫郡良元村 鹿嶋米原條
(建物) 兵庫縣武庫郡良元村 鹿嶋米原條

二、持株人



57



附 帶 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計費に基き支出するを要す。

裏 面 白 紙

企 2.3 No 429

1/2

集排承認企第ニ三四八號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

德山實業株式會社

取締役社長 蔭山如信 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、セメント生産設備改良の件
附帶條件（別紙）

裏面白紙



企 213 5/10

6/27 6/28



集排承認企第ニ三四九號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日新化學工業株式會社

社長 土井正治 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、會費支拂の件（日本機械學會 五〇〇圓）

附帶條件

會費は會社の再編成の終了する迄月額で支拂ふこと。

裏面白紙



△213 393
5/28 5/31

集排承認企第ニ三五〇號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日新化學工業株式會社

社長 土井正治 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、會費支拂の件（近畿熟管理協會 一四、〇〇〇圓）

附帶條件

會費は會社の再編成の終了する迄月額で支拂ふこと。

裏面白紙

54✓

企 213 336

5/19 5/24



集排承認企第二三五一號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

日新化學工業株式會社

社長 土 井 正 治 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、會費支拂の件（關西經濟連合會 三〇、〇〇〇圓）

附帶條件

會費は會社の再編成の終了する迄月額で支拂ふこと。

裏面白紙

企 213 508
6/22 6/25



集排承認企第二三五二號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日新化學工業株式會社

社長 土井正治 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

六月七 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、會費支拂の件（西野田地區労働基準法普及會 五、〇〇〇圓）
附帯條件

會費は會社の再編成の終了する迄月額で支拂ふこと

裏面白紙

控

集排承認企第ニ三五三號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 永井三郎

日本銀行株式會社

取締役社長 河田重 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、貸付物自動貸付五三六五四〇の件。

貸却部係帳 五三六五四〇日

※附帶案件物貸却部係帳11評価額五三六五四〇日と同額存るを
(6)別紙。

裏面白紙

控

集排承認企第ニ五五四號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本銀行株會社
取締役社長 河田重 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條^{の二}の規定による申請承認の件

六月二日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、清水造船所附屬病院新築復旧の件

所要資金 一、二〇〇、〇〇〇円 (現金引当)

※ 附帯案件別紙の通り

裏面白紙

集排承認企第ニ三五五號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

理研工業株式會社
取締役社長 加藤徳衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の二の規定による申請承認の件

六月十九日(昭和二十三年)附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、土地、建物賃貸の件

附帯條件 別紙の通り

610
611
612
613
614

裏面白紙

集排承認企第三五六號

昭和二十三年 七月 十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

理研工業株式会社
取締役社長 加藤徳衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、建物廢却の件
附帯條件別紙を通り

番号 562
1/7
1/2

白

裏面白紙

集排承認企第一三九七號

昭和二十三年七月十九日

(寫)

持株會社整理委員會
企業第一部長 植 村 成

理河工業株式会社
取締役社長 加藤德衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件
五月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、土地建物及び構築物賣却の件
附帯條件 別紙通り

521
47
47

裏面白紙

集排承認企第二三五八號

昭和二十三年 七月十八日

企業第一部第五課

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成



日本郵船株式會社
社長 淺尾新南 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備(若松支店事務所兼社宅)敷地購入の擴張の件
附帯條件 別紙 以上

裏面白紙

集排承認企第ニ三五九號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

企業第一部第五課



三井船舶株式会社
社長 一井保造 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、事業設備(降進丸船殼)売却処分件
附帯條件 別紙

以上

裏面白紙

控

集排承認企第二三六〇號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日下タノト株會社
事務取扱役 井上英郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七〇條の規定による申請承認の件

六月二二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、川崎市竹任土地處分の件
附帯條件別紙の通り

裏面白紙

24v

集排承認企第二三六一號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日本セメント株式會社
康勝取締役 村と英配 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、三重縣菟原村竹在土地處分の件
附帶條件別紙を附す

裏面白紙



集排承認企第 二三六一號

昭和二十三年 七月 十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日昇文子様會社
専務取締役 井上英配 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月 一 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、工場混合セメント製造設備新設工事
附帯條件別紙の通り

裏面白紙



集排承認企第三六三號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

宇都野產株式會社

取締役社長 俵田 明 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、共同募金支拂の件 (三三三六〇〇)

裏面白紙



集排承認企第ニ三六四號

昭和二十三年

七月十九日

日本鐵業株式會社
取締役社長

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井三郎

企業第二部長 永井三郎

岡部 椿男 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の二の規定による申請承認の件
四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、佐賀國製煉所硫酸設備改修増設の件
賜予第 一四七六九。四
附帯條件 了

裏面白紙



集排承認余第二三六五號

昭和二十三年 七月十九日

日本鑛業株式會社

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井 三郎

企業第三部第四課 渡藤

取締役社長
岡部 彌男 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則
第七條の規定による申請承認の件

六月十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、船川製油所事業設備新設予算追加の件
追加額 一、五七三、九六九円

附帶條件
ア、

裏面白紙



集排承認企第ニ三六六號

昭和二十三年

七月十九日

企業第二部第四課



日本礦業株式會社

取締役社長

岡部 種 自 力 殿

持株會社整理委員會
企業第二部長 永 井 三 郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、河守鉱山採掘設備及洗炭設備等建設の件
三〇三九九〇月（借入）

附帶條件あり

裏面白紙

集排承認企第二三六七號

昭和二十三年 七月十九日



日本鑛業株式會社

取締役社長

岡部 補男 殿

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

企業第二部第四課



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、上記鉱山事業設備改修の件

九八七〇、五〇、四(階入)

附帶條件(中)

裏面白紙



集排承認企第一三六八號

昭和二十三年

七月十九日

企業第二部第四課



日本鐵業株式會社

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

取締役社長

岡部 稔 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

事業設備移設の件

(三線橋→高浦橋山)

三四五〇日

附帶條件(ア)

裏面白紙

控

集排承認企第三三六九號

昭和二十三年 七月 十九日

企業第二部第四課

日本鑛業株式会社

持株會社整理委員會
企業第二部長 永井 三郎

取締役社長

岡部 補男 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、愛媛鉛山事業設備増設の件

予算 四百三〇〇円

附帯條件あり

裏面白紙

業排承認企第ニ三七。號

昭和二十三年 七月十九日

日本鑛業株式會社

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

企業第二部第四課



取締役社長

岡部楠男 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、高山銘山財産其分の件
三三三八五円

別紙 附帯申請書

裏面白紙

集排承認企第ニ三七一號

昭和二十三年七月十九日

企業第二部第四課



日本鑛業株式會社

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

取締役社長

岡部楠男 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、竹野鉱山コングレガター移設の件
（移設費 五四、〇〇〇円）

別紙 附帯條件あり

裏面白紙

集排承認企第ニ三七二號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式会社神戶製鐵所
取締役社長 町永三郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、回音工場第一工場改築
可成り全五九回、四九回（事務所全）
※附帶条件の通り。

裏面白紙

32✓

集排承認企第二三七四號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式會社神戸製鐵所
取締役社長 町永三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條^{の二}の規定による申請承認の件

六月 四 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、山田工場を動力機運搬車工場鑄造工場鑄造工場建物
補修工事。

所費約七〇四、四八五円（自己資金）

※ 附帯案件別紙の通り。

裏面白紙

集排承認企第二三七五號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱鉦業株式會社
取締役社長 羽仁路之殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

山形縣試掘權登録第七四二七号石炭鉦区鉦業權処分

(金額月額九八三八角)

別紙附帶條件つき

裏面白紙



集排承認企第三七六號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱鉦業株式會社
取締役 長羽仁路之殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月二十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、財産社内移動(金額二、五〇円)

別紙附帯條件つき

裏面白紙



集排承認企第二三七七號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱鉦業株式會社
取締役社長 羽仁路之 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、山林畑土地の譲渡 (金額七六、五二二円)

別紙附帶條件あり

裏面白紙



集排承認企第ニ三七八號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱鉦業株式會社
取締役社長 羽仁路仁殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月 七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、佐渡鉦業所~~々々~~^在の発電用汽缶設備を高島鉦業所に轉用する
(金額四〇〇,〇〇〇円)

別紙附帶條件つき

裏面白紙

集排承認企第二三七九號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎



三菱鉦業株式會社
取締役長 羽仁路之 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月 二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、所有鉦業權七鉦区分処分

裏面白紙



集排承認企第二三八〇號

昭和二十三年 七月十九日

企業第二部第四課



24 ✓

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

鐵鑛業株式會社

取締役社長 藤田 惠三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年 六月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、鉾業枚讓渡(昭國鉾業株式會社)の件 一、三七〇、〇〇〇、〇〇〇
別紙付帶條件付

裏面白紙



集排承認金第二三八一號

昭和二十三年 七月十九日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井鑛山株式會社

社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和三十三年 六月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、神岡鑛業所災害復旧第一期工事追加 三五、四〇、五〇
別紙付帯條件付

裏面白紙

控

集排承認企第ニ三八二號

昭和二十三年 七月十九日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井礦山株式會社
社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年

六月二十三日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、彦島製煉所貨物自動車一台購入ニハ、リロロ
別紙件帯條件付

裏面白紙

控

集排承認金第二三八三號

昭和二十三年 七月十九日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井礦業株式會社
社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年六月二十三日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、五代鉱山(空気が圧搾機及び電動機貸与
別紙付帯條件付

三ッロル

裏面白紙

集排承認企第ニ三八四號

昭和二十三年 七月十九日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井鐵山株式會社
社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年 六月三十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、三池製煉所本工場、横須工場更衣室復旧の件 三三七六、三三〇〇、
別紙付帯條件付

裏面白紙



集排承認企第二三八五號

昭和二十三年 七月十九日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井鐵山株式會社

社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年六月二日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、三池製煉所工作機械購入の件 四五〇、〇〇〇、〇〇〇
別紙付帯條件付

裏面白紙

控

集排承認企第二三八六號

昭和二十三年 七月十九日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

井礦山株式會社
社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年
六月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、目黒砥石工場従業員社宅二戸設置の件 一八九〇〇円
別紙付帯 條件付 貸賃料 八月五丁

裏面白紙

衆排承認企第ニ三八七號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日本毛織株式会社

取締役社長

太田成彦 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、中山工場毛糸製造設備改修の件（一八、七八〇、七三一円借入）

附帯條件

別紙

企業第二部第一課

裏面白紙

附 帶 條 件

資金は申請者の負債を増加する如き方法によるよりも、出来るだけ多くの額を増資により調達するを可とす。

裏 面 白 紙

様式

工事進捗状況報告書

昭和 年 月 日現在 (単位千円)

(1) 工事費支出計算

種別	項目	承認金額 (A)	支拂済金額 (B)	未拂勘定 (C)	承認金額の内未使用分 A-(B-C)・D	承認金額 超過見込額	備考

註 1. 未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること
 2. 承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

種類	建物及工作物	機 械	綜 合	備 考
割合				
進捗割合	%	%	%	%

(3) 完了予定日

裏面白紙

附 帶 條 件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けれること。

二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。

三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

四 左記報告書（英文五通和文三通）を特殊會計整理委員會に提出のこと。

承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による

二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂濟及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

2. 計畫の進捗割合

3. 完了豫定日

裏 面 白 紙



集排承認企第ニシハ八 號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

日本毛織株式會社

取締役社長 太田 威 彦 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、彌富工場所在の紡毛織機を加古川工場、印南工場へ移轉する件（三二、三〇、月）

附帶條件 別紙

企業第二部第一課

13

裏面白紙

集排承認企第二三八九號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

帝國纖維株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月二十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、本社承認権限の行使（附条件）
附条件として特許の行使は、本社の承認を得なければならぬ。

裏面白紙

集排承認企第二三九〇號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

帝國纖維株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、大正身工場買収取扱を指すに關する件(企六三九〇件)

附条件一別紙

裏面白紙

集排承認企第ニ三九一號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東洋レーヨン株式會社

取締役社長 袖山喜久雄 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二の規定による申請承認の件

七月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、金津織布工場木造平家建バシク建設の件（所要資金三〇〇,〇〇〇円）

附帶條件別紙の通り

裏面白紙



集排承認企第二三九二號

昭和二十三年 七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東洋レーヨン株式會社

取締役社長 袖山喜久雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條^{の二}の規定による申請承認の件

六月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、受媛工場微粉炭燃焼装置新設 (所要資金二、四五九、〇五二円)

附帯條件別紙を通り

裏面白紙

昭和二十三年七月二十日
昭和二十三年七月二十一日



集排承認金第二三三三號

昭和二十三年七月二十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東洋レーヨン株式會社

取締役社長 袖山喜久雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

七月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従業員賞與支給の件（支給總額四〇〇〇、〇〇〇円）

附帶條件

当委員會は、これによつて生考され又は配分される物品の公定價格値上りの基礎となる生考費の引上りを承認するものではない

裏面白紙





集排承認企第二三九四號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

倉敷紡績株式會社
車考務部長 植村 殿

過度・經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業の備後入仕の申請件
一九三七年七月二十日附貴社申請の申請書
及びその添付書類を以て
一九三五年七月二十日
付の申請書類を以て
但し別紙の申請書類を以て

以上

裏面白紙

集排承認企第ニ三九六號

昭和二十三年 七月十九日



持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日興工業株式会社
取締役社長 紫垣 一志 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、被爆鉄骨處分の件
二、建物處分の件

(三、〇〇〇.〇〇〇円) 七月十九日申請
(二、〇〇〇.〇〇〇円) 七月十九日申請

附帯條件別紙

裏面白紙

衆排承認金第二三九七號

昭和二十三年七月十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

川崎重工業株式会社

取締役 神島新七郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり
ましたから御通知します

記

一、貨物自動車三台購入の件（一〇〇三三五四四七九号）
川崎重工業株式会社

裏面白紙

集排承認企第二三九八號

昭和二十三年 七 月 十九 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

川崎重工業株式會社

取締役 柳原新七郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、兵庫工場の圧鑄工場屋根及側壁修理の件（口三三九八〇川重研オニヤウ）
附帯條件別紙

裏面白紙



集排承認企第ニ三八九號

昭和二十三年 七月 十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長新聞広作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、孫川工場五球スーパーストック受信機用真空管製造設備拡張の件(九月八日) 六月申請
 - ニ、マツダ研究所配線工平費支出の件(一九日) 六月申請
 - 三、砂町工場モリガン精練設備復旧の件(八月四日) 六月四日申請
- 附帯條件別紙

裏面白紙



集排承認企第ニ四〇〇號

昭和二十三年 七月 十九日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東京浦電氣株式會社

取締役社長 新田 広作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、小倉工場フライス作業用割出合購入の件 (三〇,〇〇〇円) 五月十四日申請
 - ニ、マツダ研究所生研病院手術器具購入の件 (四〇,〇〇〇円) 六月三十日
- 附審條件別紙

裏面白紙

